

平成20年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成20年3月10日(月曜日)
午前10時00分 開会

都市整備部長 加藤 誠 君
市立美唄病院事務局長 三谷 純一 君
消 防 長 佐藤 賢治 君
総務部総務課長 市川 厚記 君
総務部総務課総務係長 村上 孝徳 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 白戸 仁康 君
教 育 長 村上 忠雄 君
教 育 部 長 安田 昌彰 君

◎出席議員(15名)

議 長 林 国夫 君
副議長 内馬場 克康 君
1 番 吉 岡 文子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五 十 嵐 聡 君
4 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10番 小 関 勝 教 君
11番 土 井 敏 興 君
12番 本 郷 幸 治 君
13番 紫 藤 政 則 君
15番 谷 村 孝 一 君

選挙管理委員会委員長 熊野 宗男 君
事 務 局 長 大道 良裕 君

農業委員会会長 佐藤 博道 君
農業委員会事務局長 山崎 一広 君

監 査 委 員 川村 英昭 君
監査事務局長 嵯峨 和樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤井 英昭 君
次 長 和田 友子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 桜井 道夫 君
副 市 長 佐藤 昭雄 君
総 務 部 長 板東 知文 君
市 民 部 長 岩本 良一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中川 直紀 君
商工交流部長 酒巻 進 君
農 政 部 長 林 信 孝 君

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 土井敏興議員

12番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員（登壇） 平成20年第1回定例会において、大綱4点を市長に質問させていただきます。

まず始めに、大綱の1点目は指定管理者制度についてお尋ねいたします。一つ目は、導入後の検証についてであります。美唄市は平成18年度から指定管理者制度が導入され、本格的な管理運営を委託されたところですが、その管理者は制度導入の意義である、施設サービスの向上、施設の管理運営の効率化が求められているわけであります。このような制度導入の趣旨が、最大限生かされるためには、それぞれの施設の特性に応じ、きめ細かい対応が必要になってくるかと考えます。制度導入から2年以上経過した今日、市として指定管理者制度導入の効果が十分に表れているのか、制度導入における検証と認識についてお伺いいたします。

2つ目は、今後の対応についてであります。指定管理者制度の導入後、各指定管理者では、各施設において創意と工夫による施設運営が行われているところではありますが、実際はそれぞれが極めて厳しい状況の中で懸命に努力されていると聞き及んでおります。果たして、これら指定管理者が十分な事業活動を行えるような運営環境になっているのか。例えば、各指定管理者で働く従業員の数や賃金、労働条件がどのようになっているのか。市として現状を把握した上で、指名した責任者として、今後の対策などについて対応をしていかなければ

ならないと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、大綱の2点目は、雇用問題についてお伺いいたします。その一つ目は、市内雇用の課題認識についてであります。北海道においての北海道雇用創出基本計画は、平成17年度から19年度の3カ年で8万人の雇用を創出するとしており、17年度、18年度の両年度の合計で目標の5万5,000人に達し、5万6,771名の実績と報告されました。しかしながら、美唄市においてはここ数年、工業団地における新規企業の進出や商店街における新規店舗の開業などの伸びもなく、反対に、廃業、撤退、倒産と言ったマイナス的な要素が多く見受けられ、雇用が拡大されているとは全く感じられないのが市内雇用の実態と考えます。商工会議所としても、雇用の創出に懸命な努力をしておりますが、大きな成果を出し得ていないのが現状であります。官民一体の連携が更に必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。また、雇用の内容にも大きな課題があると思います。市内における雇用の現状や産業の実態は依然として厳しく、パート、有期契約、派遣などと言った非正規労働者が増大しているのが現状であります。市は、こうした雇用形態に置かれたそれぞれの労働者数をどう把握しているのかお伺いいたします。併せて、こうした低賃金労働者の増大、福利厚生適用基準外に置かれた、雇用者の増大などは、税収や社会保障負担など、市の財政にも影響を与えると考えますが、そのお考えについてもご見解をお伺いいたします。

その2つ目は、雇用創出に向けた対策につ

いてであります。北海道では、雇用創出計画において、先に述べた雇用形態、雇用条件の把握を踏まえた雇用条件の確保、向上などを加味した組み立てを行っていく必要がある、そういった観点から非正規労働者への対応を含めた使用環境の整備を計画的に位置付け、その推進に取り組んでおると聞いておりますが、市としては今後どのような連携をとり、雇用対策を推進していくのかお伺いいたします。

次に、大綱3点目といたしまして、地域資源の活用についてお伺いいたします。その一つ目は、道の北海道遺産構想に関する認識についてであります。北海道遺産構想とは、次の世代に引き継ぎたい、北海道ならではの宝物を掘り起こし、その保全や活用を図り、新たな魅力作りを進めようとする民間団体の取り組みであります。有形無形の財産の中から北海道民全体の宝物として、平成13年度と平成16年の2回にわたり、52件の北海道遺産が認定されました。このことは、地域の魅力が道内外に発信されるとともに、新たな観光資源が生まれ、交流の活性化が図れるなど、地域の活性化に役に立つ、さらには、人や応援企業がそれぞれの立場で遺産の保全活用に取り組み、多くの成果を上げているものと考えます。こうした地域資源を生かした活動は、活力ある地域づくりにおいて大変重要なことと考えますが、市長のご認識をお伺いいたします。

その2つ目は、美唄市の地域資源を生かした施策についてであります。当市において、北海道遺産構想の際に選定されなかったものの、宮島沼やアルテピアッツァ美唄、東明公

園の桜など、きらりと光る地域資源が多く存在しております。今回、北海道では、北海道遺産に認定されたもの以外で、地域にいる人々が大切にしている資源を活用した、独自のまちづくりに取り組む事例が多かったことから、「北海道村の宝物探しプロジェクト」を実施すると聞き及んでおります。こういった新たな資源を宝と位置付け、地域初の新たなスポットを当てる方策を活用し、地域の活性化に結び付けていくことが必要であると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、大綱4点目として、美唄市の景観についてお伺いいたします。その一つ目は、景観資源を活かした地域振興についてであります。美唄市における景観についての行政的な関わりとして、美唄市緑化条例、美唄市都市公園条例、あるいは、美唄市建築基準法といった、条例や例規、あるいは、美唄21世紀まちづくりプラン、美唄市自立推進計画などには、宮島沼保全活用計画や、都市環境において一部景観に規制がある規則は存在しますが、平成16年度に制定された景観法に基づく基本的な構想がないことから、美唄市の広大な田園、東明公園の桜や日本一の国道一直線、ふるさとの丘から見える広大な風景、そういった自然景観、田園景観、沿道景観、沿線景観の特色に生かした広域的な景観づくりが戦略的に行われず、せっかくの景観資源を最大限に有効に活用できていないのではないかと考えます。北の大地の豊かな自然や北国における日々の暮らしと地域の資源を生かした、農業の反映である空知美唄の美しい景観は、まちづくりや観光などの地域産業にとって重要な資源と考えますし、景観計画区域

を設置することで、景観資源が持続可能な地域づくりに資することはその価値を高め、まちづくりや産業の振興に大きく期待することができると思います。そこで、美しい景観を有する美唄を後世に残すために、景観資源を生かした地域振興についてのお考えを市長お伺いたします。

その2つ目は、景観条例と景観行政団体についてであります。さきに述べた地域の景観資源を活用し、地域振興を図るため、あるいは市民の景観に関する意識を高めるために、美唄市が景観行政団体になることや、独自の景観条例を制定することも必要かと考えますが、市長のお考えをお伺いたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高橋議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、指定管理者制度について、導入後の検証についてであります。本市におきましては、指定管理者制度を平成18年4月からこれまで53施設に導入しております。指定管理者制度の導入に当たりましては、公の施設の適切な管理運営を確保するため、指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、管理業務についての定期、臨時の報告、及び現地調査を始め、毎年度業務終了後に事業報告書の作成及び提出を義務付けております。また、市としましては、指定管理者制度が新たな取り組みであることから、法令等に基づくもののほか、昨年8月、平成18年度に制度を導入した39施設のうち、交流拠点施設、アルテピアッツァ美唄など、多数の皆さんが利用する6施設を対象にモニタリング調査を試行・実施しております。

次に、今後の対応についてであります。検証等の内容につきましては、法令等の遵守をはじめ、事業報告書の主な項目として、管理状況の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績、その他管理の実態を把握するために必要な事項となっており、管理業務について改善を要する事項については、必要な指示・指導を行うこととしております。また、昨年、試行・実施したモニタリング調査につきましては、新年度において「指定管理者モニタリングマニュアル」を作成し、指定管理者である市の調査・評価と合わせ、指定管理者自らが行う自己評価やアンケート調査などを行い、検証体制や内容の充実を図ることとしております。

次に、雇用問題につきまして、雇用の課題などについてであります。本市の有効求人倍率は0.33倍となっており、全国的には景気が回復していると言われているものの、北海道や本市における地域経済や雇用関係は依然として厳しい状況にあります。こうした雇用環境の改善を図るためには、既存産業の振興や地域の雇用おこしなどによる雇用の受け皿作り、また、企業が求める人材の育成などの就労者対策が大きな課題と認識しております。

次に、正社員と非正社員との違いについてであります。平成18年の事業所・企業統計調査の結果では、常用雇用者のうち正社員の割合が65.7%、非正社員が34.3%となっており、平成18年度調査との比較で申し上げますと、非正社員の割合が3.2ポイント増加しております。このことは企業間の競争が激化するとともに、就業意識の多様

化が進む中で、非正社員が増加したものと考えております。市といたしましては労働団体が行う労働相談に対する支援などを行い、パートなどの就業形態が労働条件などの面で不利とならないよう、働き方に見合った均衡ある処遇や正社員化への転換促進など、パートタイム労働法をはじめとする関係法令の普及啓発について、国や道、商工会議所など関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてであります。市においては事業所に対する支援として、雇用の創出に対する助成制度や経営の安定・振興を図るための融資制度、産業構造の高度化等に対応しうる人材の養成を図るための助成制度を実施しているほか、求職者や新規学卒者に対しては、スキルの高い人材が求められていることから、就職に必要な技能習得のための助成を実施しております。また、新たな雇用創出につきましては、企業誘致に積極的に取り組むとともに、今後は産業間の横断的な連携・協力のもと、地域資源を活用して域内循環を高め雇用おこしにつなげていきたいと考えております。

次に、道の計画と本市との連携についてであります。北海道では平成17年に計画期間を3年とする北海道雇用創出基本計画を策定し、中小企業の振興対策や一村一雇用など、雇用創出に向けた施策の展開がなされております。本市におきましても中小企業等への情報提供を始め、NPO 団体に対する一村一雇用の助成手続きなど、連携を深めながら積極的に取り組んできたところであります。今後も引き続き北海道や関係団体等と連携を図り、

雇用対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域資源の活用について、北海道遺産構想についてであります。北海道遺産構想は次の世代に引き継ぎたい北海道ならではの宝物を掘り起こし、環境や教育などの資源として活用し、新たな魅力作りを進めようとする民間主体の取り組みであり、平成13年、16年の2回にわたり、52件の北海道遺産が選定されました。本市に関連するものとしては「空知の炭鉱関連施設と生活文化」「北幹線用水路」「石狩川」があります。このような北海道遺産に関しては、地域の魅力が道内外に発信されることにより、新たな観光資源が生まれ、交流の促進が図られるなど、地域の活性化につながるものと考えており、本市においても、道や民間などとの連携によりその有効な活用をさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、地域差を活かした施策についてであります。先般、北海道遺産を選定した北海道遺産構想推進協議会から「ほっかいどうムラの宝物さがしプロジェクト」を実施する旨の案内がありました。このプロジェクトは北海道遺産だけではなく、北海道各地の宝物を掘り起こし、新しい地域の魅力の創造を図っていくことが目的であります。本市におきましても、「地域力活用事業」として、美唄の新しい魅力を発見する「びばい百景選定」などを予定しており、地域資源を見つめ直し、その魅力を発信するという点で、同じ考え方に立つものと受けとめております。今後、このプロジェクトも視野に入れ、「地域力活用事業」を進めてまいりたいと考えております。

次に、美唄市の景観について、景観資源を活かした地域振興についてであります。美唄市には、管内随一の桜が誇る東明公園、他に例を見ない防風林・アルテピアッツァ美唄、宮島沼など、たくさんの景観資源があり、これまで桜の苗木の植樹、防風林の維持・保全、アルテピアッツァ美唄の充実、宮島沼の保全など、後世に残す地域資源としてその保全・活用に努めております。今後とも、これらの景観資源の活用を図り、自然環境の保全、交流の促進、文化の振興、農村の振興等に生かしてまいりたいと考えております。

次に、景観条例についてであります。現在、北海道では良好な景観づくりを進めることを目的として、景観計画を策定中であり。市といたしましては、北海道の動向を見極めて対応してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員 自席から何点かご質問させていただきたいと思っております。まず、指定管理者制度についてなんです。これまで53の施設に制度を導入し、平成20年の4月から新たに総合体育館と、それから体育センターの2施設に導入するということのご答弁がありました。今後、美唄市として新たに考えられる指定管理する施設や、部門、そういったものがどういったものが考えられるのか、また、そういったことがあるとすれば、今後の実施計画などありましたら、お伺いをしたいと思います。

次、雇用問題についてなんですけれども、現実的には企業の衰退や、倒産、撤退など、非常に進んでいるというふうに認識しております。地域経済が本当に混沌として、閉塞感

が漂っているというようなことも事実だなどいうふうに思います。私は経済界に身を置く者として、常に地域の発展は雇用の確保による労働者人口の増加というふうに考えております。美唄市はいつの時代も、雇用に対するさまざまな事業が実施され、懸命な努力をされてきた。本当に高く評価をするところでございますけれども、それぞれの時代背景にかんがみた実態の検証や分析等はどのようにされてきたのかなということをお伺いしますし、またそれが現状からみて適当な政策だったのか、本当に効果があったのかというようなこともお伺いしたいというふうに思います。

地域資源の活用についてなんですけれども、ほっかいどうムラの宝物さがしプロジェクトについては、エントリーの締め切りが間近というふうにお伺いしております。美唄百景選定と同じ旨の趣旨というようなご答弁でありましたけれども、一刻も早く地域振興を図るという観点からですね、早急に取り組む姿勢は必要ではないかと思っております。これについてまずお考えをお伺いします。

景観についてなんですけれども、田園風景や一直線道路などの広域的な景観は自治体単独ではなかなか難しいと、限界があるのではないかなということから、それに携わる市町村が一体となった政策が必要と考えます。引き続き検討されるというご答弁でしたので、国や道と連携を取っていかなくてはならないと思うんですが、この辺についてお伺いいたします。

最後になりますけれども、北海道では景観法に基づく景観計画を策定し、その計画に基づき、建築物等の規制を行ってきており、そ

のことによって地域の優良な景観形成を図ることが可能となっていると聞いております。このことから、全道の市町村をブロックごとに会議の開催などをし、景観法の活用に周知を図るとともに、必要なアドバイスを行って市町村が景観法に基づく景観行政団体として取り組みを進めていけるように積極的に働きをかけてきたと聞いていますが、美唄市としてはそれに合わせて今後どのように対応していくのかお伺いしたいというふうに思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度の今後の実施計画についてでございますが、今後におきましても、指定管理者選定委員会の検討を踏まえ、市民サービスの向上や経費節減等が図られると見込まれる施設につきましては、順次移行してまいりたいと考えております。なお、新年度においては総合体育館、体育センターの2施設に導入することとしております。

次に、雇用対策についてでございますが、今日の経済のグローバル化や公共投資の縮減などによりまして、地域経済は依然厳しい状況が続いております。昨年の11月に、市で実施した経営動向調査では、売上げ減少や資金繰り悪化と回答した企業が多くあり、経営状況の悪化が雇用にも大きく影響しているものと考えております。このような中においても、一部企業におきまして、異業種間交流による新製品の開発が行われ、また、本州企業の北海道進出の動きなどが出てきております。こうした状況や事務事業評価などの結果を踏まえまして、市といたしましては、引き続き企

業誘致に取り組むとともに、産業間の横断的な連携・協力のもと、地域資源を活用し、域内循環を高めるなど、今後も北海道や関係団体と連携を図りながら、雇用対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域遺産についてでございますが、このプロジェクトにつきましては、第1次募集が本年3月14日までとなっております、平成20年度以降申請は随時受け付け、年2回の登録審査を行うこととされております。4月以後も、申請が可能なことから十分検討の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、美唄市の広域的景観の政策についてでございますが、これまで国道12号の緑化につきまして、国と協議を行ってまいりました。また、本年度から北海道では「元気そらち、産炭地域活性化促進事業」に着手し、「空知産炭地域活性化戦略会議」などの開催を通じて、地域資源の現状と課題の把握、その活用方策、民間主導の自律的・継続的な地域活性化運動の手法と実践についての検討を行い、平成20年度中に活性化策を取りまとめ提言することとなっております。市といたしましては、今後、国・道の動向をふまえて、景観資源を活用した地域振興のあり方について、必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

次に、景観条例についてでございますが、昨年度、北海道主催の「市町村景観担当者会議」が開催され、景観法の仕組みと景観行政団体及び景観計画等の説明、さらには「(仮称)北海道景観計画」の策定の内容などについても説明がありました。美唄市としては、今後、北海道からの情報収集に努めるとともに、他

市町村の動向を見極めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員 指定管理者制度について最後に一点だけお伺いしたいと思います。指定管理者制度の選定においては、受け皿が熟成、すなわち指定管理能力が備わっていない場合においては、協働のまちづくりの観点から、市の指導や講習のもと、運営できる環境づくりをすることが必要ではないのかと思います。このことは、多くの市民参加による管理運営を目指すことというようなことになるかと思いますが、この辺について再度お答えをいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 指定管理者制度の今後の対応についてであります。市といたしましては、指定管理者による管理の状況を常に確認・評価し、指定管理者と協働して適切な管理がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、モニタリングの検証結果などを活かしながら、市民参加を含め民間活力を活かし、市民ニーズにあったサービスの提供やコスト縮減が効果的かつ効率的に図られるよう指定管理者制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2008年第1回定例会にあたり、私は大綱3点について教育長に質問をいたします。

その1点目は、教育行政執行方針についてであります。議会初日に教育長から平成20年度教育行政執行方針が発表になりました。

これをお聞きいたしまして、お尋ねしたいことはたくさんあるんですけども、とりあえず9点に絞ってお聞きをしたいというふうに思います。「はじめに」の部分で、教育基本法の改正にまず触れられて、それを受けて6月に教育3法の改正が行われ、新しい時代に対応した教育の改革が進められているというふうに述べられております。

ひとつはこの教育3法の改正内容について、それとどんな意図を持って改正がなされたものであるかということをお聞きしたい、そして、新しい時代に対応した教育を求める改革、その辺の教育3法の改正と改革との関わりですね、これらについてお尋ねをしたいということです。

2つ目は、幼稚園教育の中で、「小中学校や家庭、地域との連携を一層深め、幼稚園教育の充実に努めたい。」とあります。これは、昨年の執行方針では、「小中学校や地域との交流などにより幼稚園教育の充実に努めたい。」とあるわけですね。今年は、ことさらにですね、連携を一層深めるというふうに、書かれたその意図はどの辺にあるのかということをお尋ねしたいということです。

次に、3つ目は、小中学校教育であります。ここでは、「児童生徒が時代の変化に主体的、創造的に対応するため引き続き生きる力を育む教育を推進する」とあります。その時代の変化に主体的・創造的に対応するという事なんですけれども、これはなかなか難しい問題ではないかということですね。最初にお尋ねをした、教育3法との関わりで新しい時代というものを受けての改革をするんだということやうたわれているわけでありまして、

そのこととの関わりの中で、児童生徒が時代の変化に主体的・創造的に対応するそういう力をつけるんだという事で、さて、これはなかなか難しいことを取り上げておられるなどということを感じずるわけですよ。その辺の狙いと言いますか考え方を伺いたいと言うことです。

次に、「確かな学力の向上」の項で、「引き続き全国及び本市学力調査等を活用し、児童生徒の学習状況の的確な把握に努めるとともに、それに基づき指導の重点化を図り、指導方法や指導形態の工夫改善に努めることが必要です。」とあるわけです。市が行われる学力調査の問題は、過去に議論をいたしております。ここでは特に全国の学力調査の問題ですね。昨年初めて実施をされたわけですが、初めてという言い方は正しくないかもしれませんが、40数年ぶりに復活したという学力テストですね、これで教育長が説明された中身で言いますと、テストの調査結果によってですね、そのことを通して児童生徒の学習状況の把握をするということ、それに基づき指導の重点化を図り、指導方法や指導形態の工夫改善に努めると、こうあるわけです。これは端的に言うと、テストに対応する能力を高める指導をやろうというふうに考えておられるのかということなんですね。4月に実施した結果が10月のおしまいでしたね、結果報告がなされて配られたということが、これでその辺の対応も、その後の教育の中に組み込んでやっていくということの非常に難しい部分があるというふうに考えます。これは、結果が出た後の報道の中でも指摘をされている問題だと思えますね。これらの考え方について

どうなのかなど、心配をしなくてもいいのだろうかどうなのだろうかという事、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

次に、豊かな心の育成の項目で3ページですね、ここでは、「近年、児童生徒の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化などが指摘されており、」とこうありますね、さらにあります。「発達段階に応じた規範意識や公平な判断力、思いやりの心、生命を尊重する態度などを育成することが求められている。」と、このように判断をされた、特に児童生徒の規範意識や倫理観の低下、こういう判断をされたのは何によってであろうか、ということをお聞きしたい。そして、そこの項で言えば、道徳の時間の充実を図るという対応策を取り上げております。その辺の考え方もお聞きをしたいということです。

次は、6点目ですね、今ちょっと申し上げます他道徳の時間につながっていくという、そこの考え方をお聞きしたかったんです。規範意識や倫理観の低下というものを埋めるために道徳の時間の充実を図るといのはどういう考え方なのかということです。

7点目が「信頼され魅力ある学校づくり」のところ4ページです。「生き生きと活気ある学校の実現に努めることが重要であります。」とあります。まったくその通りであります。そこで、その後こういうふうになりたいというのが書いてあります。1つは、学校を積極的に公開していく、情報発信をする、さらには学校評価の充実を図るといふふうに言っております。これらの考え方ですね、これをお尋ねしたいということです。そして、そのくだりで言えば、教育を受ける側である児

童生徒や保護者の求める質の高い教育の場となる。この辺の質の高い云々という話についても考え方があればお聞きをしたい。

次は5ページですが教職員研修の問題です。教育の専門家としての確かな力量・能力が必要だということですね、これは常に求められる問題だと思います。そのため職場のチームワークを重視した校内研修の充実、それから、学校職員評価制度等の活用を通して個々の教師の意識を高めると、この学校職員評価制度等の活用、この制度がどんな制度かということもお尋ねしたいと思いますし、こういうことによって資質能力が高まり、さらには職場のチームワークというものがとれるということになるのだろうかということをお聞きしたいということです。

次は、社会教育です。7ページの一番最後ですが、放課後児童施設について、施設の環境改善を図りたいというふうにあります。これはどんな内容を考えておられるのかということをお尋ねいたしたいと思います。以上が教育行政執行方針に関わる質問です。

大綱の2点目は、2月27日に北海道教育委員会は1月のストライキ参加をした教職員に対して懲戒処分を発令いたしました。このことについてお聞きをいたしますが、この懲戒処分の理由、処分発令に至る手順、処分の内容とその効果、そして美唄の対象人数、これらについてお聞きをいたします。

2つ目は、美唄市教育委員会でこの処分の内申を道教育委員会に対して出していると思いますが、この内申を決める際の議論がどんなものであったのかということについてお尋ねをいたします。

3つ目は、このストライキを行ったときの教職員が要求した内容とそれに対する当局の回答がいかなるものであったのかということをお尋ねいたします。

次、大綱の3点目は卒業式、入学式についてであります。今年も3月、今日は10日でありまして、間もなく中学校の卒業式、そして、引き続いて小学校の卒業式というふうに学校とすれば、6年間あるいは3年間ですね、総まとめをして子供たちを次のステップへ送り出す極めて重要な行事が待っています。そしてそれは、子供たちにとっては大きな希望を胸に、次へ向かって歩み出すという出発のいわば大きなけじめになるんですね。ですから、長年、ご苦勞されながら子供たちを育ててこられた父母の皆さん、子供たちの成長にかかわって、一生懸命取り組んだ教職員の方々、こぞって喜びですね、あふれるそういう卒業式をぜひ行っていただきたい。これは市民の皆さんの願いであるというふうに思います。私は、今年度についてはですね、昨年の6月議会以降何度かこの問題を取り上げております。それは、今申し上げたような卒業式、そして、引き続いて4月になれば、今度新しいピカピカの1年生を迎える小学校の入学式。そして、小学校の過程を終えて新たに大きな成長をするぞと、こういう覚悟を胸に中学に入ってくる子供たちを迎える入学式というふうにつながって行われるわけですがけれども、これらについて、国家権力や行政権力が日の丸や君が代を卒業式・入学式に強制するというのは、間違っているという事の方を持って主張してきております。今年、これから行われる卒業式・入学式についても、同じこ

とを申し上げたい。そういうその強制に当たるようなことを教育委員会がすべきではないという事なんですね。憲法があって、そして教育基本法があって、学校教育法があってと、いうことを申し上げ続けてきたんですが、教育基本法は、今年の12月に国会で強行採決によって変えられてしまいました。全く新しい法律になったと言ってもいいくらいその内容は変わったんですね。改めて申し上げるまでもありませんが、憲法を土台にして教育基本法は昭和47年に作られているわけです。憲法がそのままであるにもかかわらず、教育基本法の内容を大きく変えるというのはこれは筋が違ふ。明らかに問題があるというふうに考えます。しかし、法律が変わったんだから、変わった法律に従ってやるんだという考え方が行政機関としてはあるいは当然なのかもしれない。しかし、60年間にわたってですね、国中が教育のよりどころとした教育基本法を全く捨ててしまっていて、そして、多くの国民の支持無く一方的に国会の多数勢力の力を頼んで決めた新しい教育基本法が機能するという形になるのは、極めてまずい。ですから、私の気持ちにあるのは、これはまだ47年の教育基本法が生きているというふうに考えたいんですね。ですから、国家権力や行政機関が学校の教育内容に介入をすべきではないという考え方を強く持っております。とりわけ、教育委員会がいつも答弁をされるのは、学習指導要領によって適正に執行してもらおうように指導をしますと、こういう答弁をされるわけですが、学習指導要領は毎度申し上げていますが、大綱的基準であって、どの旗を掲げなさいだとか、どの歌を歌いな

さいだとか、歌うべきではないだとか、そういう卒業式や入学式の内容に細かく指示をするものでは本来ないんですね。そのところの考え方を本来のものにして是非、学校にかかわる人々皆の顔の輝く卒業式そして入学式を迎えるように是非考えていただきたい。教育長の前向き積極的なご答弁をいただきたい。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 質問漏れがありましたのでもう1度登壇させていただいてもよろしいでしょうか。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 ちょっと力が入りすぎてまして、申し訳ありません。子供たちへの指導のあり方についてですね、卒業式入学式等への参加の指導についてこれは今の権力的な介入をすべきではないということを申し上げたんですけれども、しっかりと卒業式や入学式に参加する為の考え方、姿勢、これはぜひきっちり指導していただくということですね、しかし、考え方のいろいろある部分については、それぞれの考え方が尊重されるということ、これもしっかりと指導していただきたいというふうに思うんですね。たとえば君が代の斉唱の際に、起立をしてもらいたい、しかし、立ちたくなければ立たなくてもよろしい、こういう許容範囲をしっかりと示して指導をしていただきたいというふうに思います。

最後は、教職員への問題ですが、教職員に対してはなかなか厳しい教育委員会の指導があります。校長を通してですね。場合によっては過去に職務命令等も出されているわけですが、先ほど申し上げた趣旨から言いますと、当然、職務命令というものは馴染まない、強

制をもって教職員を動かすということをするべきではありません。まして、職務命令そしてそれに従わなければ処分というようなことがなされるべきではありません。昨年も問題になりました。12月の議会でも取り上げましたけれども、立たないことに対する考え方を問いただすような行為ですね、私はちょっと言い方きついですけれども、思想調査にわたるようなそういう行為を教育委員会が絶対にすべきではないということを申し上げてきておりますから、今回の卒業式入学式についても同じように是非教職員に強制にわたる、そういう扱い方にならないように是非お考えをいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、教育行政執行方針の「はじめに」の部分についてであります。平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされたところでございます。この実現に向け、教育改革をより一層推進するために、学校教育をはじめとするいわゆる教育関連3法案が平成19年6月に改正されたところでございます。

学校教育法の改正につきましては、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校の目的、目標の見直し、また、学校に副校長等の新しい職を置くことができることなどの内容となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関しましては、教育における国、教育委員会の責任の明確化など、教育職員免許法及び

教育公務員特例法につきましては、教員免許更新制の導入などの内容となっております。これらの改正は、これまでの教育の普遍的な理念を堅持しつつ、新しい時代の教育の基本理念を確立し、知・徳・体の調和が取れ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した日本人の育成を目指す意図である、このように理解をしているところでございます。また、これからの時代は新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会の時代」と言われており、このような時代を担う子ども達に必要な能力こそが「生きる力」である、このように認識しているところでございます。

次に、幼稚園教育についてであります。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、その中でも幼稚園と小学校との円滑な接続は非常に重要でありますことから、これまでも、学芸会等の行事を通して幼児と児童の交流の機会を設けた取り組みが進められているところでございます。幼児の心身の調和のとれた発達を促すためには、さまざまな人や、物とのかかわりを通した多様な体験が必要なことから、小中学校訪問や自然体験など地域の教育資源を積極的に活用した活動が展開されるよう努めてまいります。

次に、小中学校についてであります。変化の激しい社会を自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜くためには、その基礎となる力の育成が重要でございます。このため、児童生徒に自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する

資質や能力を育成することが、より一層必要であるとの考え方の基に、「生きる力」を育む教育の推進にさらに努めてまいります。

次に、確かな学力の向上についてですが、学力調査はあくまでも各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒一人ひとりの学習改善や学習意欲の向上に役立てることを目的として実施されるものであり、その趣旨を踏まえた結果の活用が図られるよう努めてまいりたい。このように考えております。

次に、豊かな心の育成につきましては、平成18年度文部科学省調査によりますと、いじめの認知件数や器物破損等の暴力行為などが増加しており、また、いわゆる普通の子どもが突然重大な事件を起こす「いきなり型」の非行が現出するなど、極めて憂慮すべき状況にあることから、道徳の時間や体験活動を充実させることにより、未来社会の形成者として生きていくための約束やルール、法律を守ることなど、「規範意識」等の育成に努めてまいります。

次に、信頼される魅力ある学校づくりについてですが、児童生徒が健やかに成長するためには、学校・家庭・地域での教育が十分に連携・補完しつつ、一体となって営まれることが重要であり、学校から積極的な情報発信が行なわれるとともに、学校評価等の結果を活用した学校改善に向けた取り組みが実施されるように努めてまいります。

次に、教職員の研修機会の充実についてですが、教職は人間の心身の発達にかかわる専門的職業であり、その活動は児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるものでござ

います。この為、教師には児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼されることが求められており、研修の場や機会の充実を図ることが必要であります。学校職員評価制度は学校内での信頼関係のもと、個々の学校職員の努力や成果を評価し、一層意欲を高めることにより、資質能力の向上と学校の活性化を図り、その成果が児童生徒に還元されることを目的にしているものであり、これらの取り組みを通して教師に求められる資質能力である「教職に対する強い情熱」や、「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力の育成」に努めてまいります。

次に、放課後児童施設の環境改善についてですが、東地区及び中央小学校区の2つの施設につきましては、入所児童が多く、手狭な状況にあります。20年度におきましても、できるだけ多くの児童を受け入れることとしておりますので、東地区については学校の協力を得て、特別教室などを利用するほか、中央小学校区においては、勤労青少年ホーム内の使用範囲を広げるなどして、活動スペースを確保してまいりたいと考えております。

次に、教職員の懲戒処分についてですが、去る1月30日、本市小中学校の教職員119名が北海道教職員組合の闘争方針のもと、査定昇給制度の新年度導入に反対して一時間のストライキに参加、職場を離脱したため、北海道教育委員会が処分を行ったものでございます。

次に、処分の手順・内容等についてですが、美唄市教育委員会といたしましては、服務監督権者として、争議行為は地方公務員

法で禁止されている違法な行為であることから、厳正な処分を求め、道教委に対し処分の内申を行ったところでございます。これを受け、道教委は2月28日付で地方公務員法の規定による昇給が延伸され、生涯賃金にも影響がある戒告処分の発令を行ったものでございます。

次に、北教組と道教委との交渉の経過についてであります。教職員の査定昇給制度の平成20年度導入に関し、かねてから交渉が行われてきたところですが、1月30日に道教委は道が給与の独自削減を行う今後の4年間は査定昇給制度を凍結するが、勤勉手当については導入するとの最終回答をいたしました。これに対し、北教組は学校教育の成果は教職員の協力・協働に基づくものであり、「個人の能力・業績」などで教職員を「評価」することはできないなどを理由に制度導入の撤回を求めてストの実施に踏み切ったものでございます。

次に、卒業式・入学式についてであります。公教育には全国的に一定の教育水準を確保し、平等に教育を受ける機会を国民に保障することが求められており、学校での教育指導の全ては法的拘束力を有する学習指導要領を基準として行われるものであり、卒業式・入学式における国旗・国歌の指導も同様である、このように考えているところでございます。また、市町村教育委員会は、地教行法上、所管する学校の教育課程の管理を行うこととなっており、必要に応じて指導・助言する立場と認識しております。

次に、児童生徒に対する指導につきまして、学習指導要領において、「入学式や卒業式

などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされており、各学校においては、これに基づき、適切に実施することとなっております。また、学校教育において国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てることは極めて重要であることから、児童生徒を指導する立場にある教員は、国歌斉唱時には起立するなど、儀式にふさわしい態度で臨むことが大切であるとの考えのもと、これまでも指導しており、今後とも、この考え方に基づく適切な実施に向けて指導してまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 ひと通り答弁をいただきましたが、大方についても一度お尋ねをさせていただきます。

まず、教育行政執行方針についてであります。今、教育3法の改正の趣旨と申しますか考え方、これらが述べられました。私は、この教育行政執行方針の中でわかれておりますね。教育基本法の改正を受けて教育3法の改正が行われたんだということで、おおまかに説明がありましたけれども、先ほど1回目で申し上げましたように、教育基本法の改正そのものに問題ありとする考え方をもつものでありますから、なかなかこの関連法律の改正についても素直に法律が改められたのだから、すべてそれが改めていかなければいけないという考え方に立ちにくいという考え方はあります。ただ、行政とすれば法が変わったんだから変わった方に従って行政執行していくと立場に立たれると、これはやむをえないとい

うふうに思うんですね。

しかし、先ほど申し上げたように今は消えた教育基本法というものが日本の教育にかかわって非常に大きな位置を占めていると、それが長年行われてきたということをもとに考えると、いろいろとそこでは考えねばならない事柄もあるのではないかと考えてみます。ここのかかわりでは、今説明があった中での学校教育法関係で言いますと、義務教育に関する目標が新たに定められたということで、これらについて今少しお尋ねをしてみたいというふうに思います。

それから新しい職ですね、例えば副校長というのが出ましたけれども、ほかにもいくつかあるようですね、これらの学校の中に新しい職務が設けられるということは、どんなものがあるか、それぞれどんな狙いがあるのか、現在学校の中にあるのは校長、教頭、教員の3段階ですね、ほかに養護教諭だとか事務職員だとか立場の方もいらっしゃいますけれども、子供を教えるということで言えば校長、教頭、教員、ところがそれに新たなものが加わったときに、校長、教頭は管理職ですね、新たにできる職務というのは管理職として扱われるのかですね、その辺のところをお尋ねしたいというふうに思います。

それから地教行法の関係では、国や地方教育委員会の責任・権限のことが記されているということなんですけれども、私が心配するのは、もう大分前から盛んに地方分権ということが言われて、地方分権の流れが大きく進んでいるわけなんですけれども、教育に関しては逆に中央集権的な考え方が強められているのではないかと考えていることを心配するものですか

ら、だからそういうことにつながる恐れはないのかということを含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、教員免許法の関係ですが、これは大きく話題になってマスコミでも随分取り上げられましたけれども、10年経つと教員免許の研修を受けて新たに免許の更新という手続きが必要だということになったということですね。ですから今までは大学で勉強して単位が取れば教員免許というのは国が交付する、そして、それはいわば死ぬまで有効という扱いだったですね、それが、10年ごとに研修を受けて、しっかりと研修が実ったかどうかというのを確認して更新を認めるという形になれば、教職を続けることができないということになるんですね。ものすごい変化だと思うんですね。これは一体、何でこんなことになってしまったのかということですね、そして、まだあまり具体的に決まっているのかどうか分かりませんが、こんな方向で行われるその制度の運用はこうなりますというのが、あればお聞きをしたいというふうに思います。

それから、幼稚園教育であります、先ほどもちょっとふれましたけれども、去年の発達段階に応じた遊びを通して云々というのが、表現が少し変わってきているんですね。そしてその中でより一層の学びの連続性を図るというふうにあるものですから、これは何なのかなという疑問を抱きました。幼稚園教育というのは小学校への適用を考えてなされるというものではないように思うんです。幼稚園・小学校の連携というのは、子供の育ちについてつながりを保っていくということでは

必要だと思っんです。そして小学校としては幼稚園でどんな経験をしてきたのかなということ踏まえて教育活動が行われるというものだと思いますね。そして、どう言っても幼稚園は学びという言葉よりは遊び、ということが活動の中心であるというふうに思っんです。ただ、近年は日本の中でもどこでもというわけではないですけども、テレビでもお受験なる言葉が随分取り上げられるようにそういう地域では小学校への入学試験がある。そうするとそれに対応する幼稚園教育をやってもらいたい、そういう地域や父母の要望があったりするところでは、いわば小学校教育の準備段階のそういう中身が取り入れられているところが、あるいはそれを売りにするという幼稚園も出てくるやに聞きます。しかし、幼稚園教育そのものが本来そういうものではないというふうに考えているんですけども、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思っんです。

次は、先ほちょっと取り上げました小中学校の時代の変化に主体的・創造的に対応するという問題なんですけれども、昨年の執行方針では、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育む教育をやりたいというふうに書いてあるわけですね、それがさっき申し上げたような表現に変わっていったということで、生きる力を育てるんだという部分では、そこは行き着くんですけども、時代の変化に主体的・創造的に対応するという力を子どもに求めていくというふうに見えるんです。これは非常に難しい問題を学校が引き受けることになるのかなという心配をいたしました。時代の変化に対応していかなけれ

ばならないという部分は、これは随分大人でも思い悩みながら生き方をどうするのかと、それから、生活の状況がどんどん変わっていくが、この後いったい自分は暮らしていけるのかと、そういう心配をしながら今生活をしていなければならない日本の国民は多くなっている状況ですね、格差社会の拡大ということで随分取り上げられております。それから労働条件の変化が極めて激しい、このままでいったら将来、半分はもう非正規の労働をしなければならない、そういう時代が来るのではないかということも言われていますね。そんな社会の変化というものを、いわば主体的に受け止めて、そしてその対応を自ら考えるということ、これは極めて難しい問題ではないのかなと、中学生あたりで、中には世の中のそういう動きをキャッチして自分の生き方をどうしようかと、そういう考える力を持っている子どももいるかもしれません。これはしかし、比率的には決して多くない、そして小学生くらいになると、要するに毎日毎日が楽しければいい、学校に行って今日は誰と何をしようか、どの遊びをしようとか、そういう期待を持って登校していくわけで、世の中の変化はどうなっているのかなと、そういうことを考えている小学生がいたら恐ろしくなる気がするんです。ですからちょっと難しいことを取り上げ過ぎているのではないかという感じがするものですから、もう1度その考え方を聞きしたいというところなんです。

それから学テの問題ですね。教育長からいただいた答弁では、わかるんですよ、型どおりです。原則を踏まえて答弁されておられる。

ただ、現実はですよ。なかなかそうはいかないと思うんですよ。特に、美唄の中でも私聞きます。何で美唄の教育委員会は結果を公表しないんだと。おかしいじゃないかという声です。私は結果の公表は、必要がない、あるいはすべきではないというふうに思っています。ただ、地区によっては公表していますね。あるいはホームページに載せたりして、そういういろんな対応があります。しかし、全国学力テストをやったということになったときに、さて、北海道はどうか、北海道の中で美唄はどうか、全国の中で美唄はどうか、うちの子どもが行っている学校はどうか、そういう関心を持つ人たちがやっぱり見るわけですね。そうすると、何とか知りたい。うちの子どもは学校で何番なのかとか。じゃあそういうものを知って何かそこから生まれるのでしょうか。そんなことは決してないんですよ。だからテスト結果が返ってきたら、自分が指導してきた指導の方針がきちっと子ども達の上に結果とし残っているかということを教師は反省するでしょう。これはなかなか大変な作業です。というのは、自分たちの作った問題ではありませんから、どこかが作った問題がやってきて、そして突然子どもたちがそれを受けて、そして半年も経ってから結果が返ってくるということですから、それを今度は遡って細かく分析をして、後始末を残された期間でどうするかと、これは大変な作業だと思うんですよ。そういうことをやらねばならない一方で、父母、あるいは市民は今まで何も考える必要がなかったことに関心を持って、一体どうなっているんだということを知りたいと思う人たちが出てく

るということなんですね。まだ言いたいことはあるんです。結論は、やめた方がいいということなんです。全国で1箇所、愛知県犬山市はやりませんでしたね。やらないということに大きな自信をあそこのまちは持っている。教育委員会はね、やらないで大丈夫だと。別に子供たちに迷惑がかかるようなことは決してないということを言っています。ただ、最近市長選挙があつて新しい市長になったんですね、この市長は学力テストを受けるべきだということを主張している市長で、今度は是非受けるようにしたいと、今教育長と教育委員長に辞任を求めているそうです。何かケチをつけて教育委員会のやり方が条例違反だということに辞任せよと、そういうことを言っているんですよ。でも、本当に条例違反ならくびにできるんですよ、解雇できる。解雇はしないで辞任せよということを行っている。それから、任期が終わったら今度、市長の言うことを聞く教育委員を就任して何か数的に言えばやるように決まりそうですけれども、そういう危機が犬山の場合は、でも、受けないということを決めた教育委員会はそれは十分な自信と確信でそういうことを決定したわけです。ただ、テレビの報道では、うちの子どもはどうなんですかねというお母さんがいた、そういう画が出たりしますね、どうですかと聞かれたらそれは知りたいとこうなる、これは当たり前ですよ、だからそういう意味では前にも言いましたが、文科省の全国学力テストはやっぱりやめたほうがいいと思うんですよ。でも執行方針に書いてしまっているから、消しゴムで消すわけにはいけませんから、なかなか大変だとは思いますが

が、考え方としてですよ、後で申し上げることとかかわるんですが、半年も経ってから結果が返ってきて、それを分析して対応を学校の中でとるという教職員も大変だと思います。今までなかった業務が新たに来るわけですからね。だからそれやこれやを考えるとほとんどメリットはないということを考えます。その辺がどうであるかということです。

それから豊かな心ですね。文科省の調査でという答弁をいただきました。文科省の調査でいろんな調査の数値があがる。例えば一番顕著なのはいじめなんですからけれども、いじめがあったという件数がどんどん上がるでしょう、これは教育長もご存知のとおり、いわば調べる方の意識が変わったんですね、いじめというものをどう捉えるかという、捉え方の問題が変わったので調査すれば大きく数字が上がるということになってきている、規範意識の低下とか倫理観の低下とか、これが児童生徒にいわば顕著に見られるというようなことを果たして言えるのかなと、美唄市でいじめ件数、暴力行為がどんどん増える、そして、いきなり型の非行が次々と起きる、そういう憂慮すべきだという状況を把握しているのでしょうか。私は、子どもというのは、社会の中で社会の大人を通して社会を見て、そこからいろんなことを学ぶんですね。ですから規範意識や倫理観の低下というのは大人社会で極めて顕著に起きている現象ですね、とりわけ昨年食品偽装事件なんていうのは、その最たるものだと思います。大人が行動を改めれば、子どもはちゃんとそれを学ぶんですよ。ですから社会全体がそうだからまず子どもからそうするんだということを私はくみし

ません。それはいかがなものかということですね。だから美唄の子どもの現状がどうだということに立ってものを考えるべきではないでしょうかということをお願いしたいんですよ。特に小泉改革の結果が全部顕著に現れていますけれども、競争だと競争には勝たなければならぬと負けた奴は負け犬だ、負けたのは自己責任、そういう考え方、金をもうけるなら手段を選ばない、そういう時代にしちゃったんでしょう。そして格差がどんどん広がっていく2極化現象だというふうに言われていますね、金持ちはどんどん金持ちになる、貧乏な人は一方的に貧乏になる。立ち直るきっかけが誰にも与えられる。そういう社会になっているということです。働く場合もいやならやめなさいと言われる、うちの条件に従えないならいつでもやめなさいと、こういう中で労働者の条件は極めて厳しくなる、だから、そういう中であって、子どもだけが高い規範意識や倫理観を持ちなさいというような教育をするのはいかがなものかなという気がいたします。社会と学校とマッチしないんじゃないかという気がするわけです。そしてその後と続きますけれども、児童生徒が今の自分を素直に受け止め、より良く生きたいという願いや夢、感動が持てるような道徳的実践力を育む道徳の時間の充実を図るということです。ここは、私は極めて問題があると思っています。それは何故か、このくだりは、心のノートに直結すると今はどのくらい使われているか知りませんよ。導入された当時は副教材のひとつですという説明でした。だから学校で使うとか使わないとか教育委員会があれこれ言わないというお話だったんですね。

この、今の自分を素直に受け止める、ここから始まるんですよね。そして、書き込みしながらうまく誘導されていくんです。子どもが。素直な子どもほど引っかかる。その心のノートに取り込まれちゃうんですよね。そして、いつの間にか愛国心はすばらしいというふうに導かれる。これが心のノートの仕組みです。このくだりを読んだときに、いよいよ心のノートを使わせようという考え方を教育委員会を持ったのかなということを感じました。これは、しっかりと聞いてみなければならないということです。昨年の執行方針、社会のルールや基本的モラルなどの規範意識の高揚や道德性の慣用等が求められていることから、各学校では児童生徒の実態を十分把握しながら、各教科等における体験的な学習との関連を図った道德の事業を展開するとともに云々、後のほうはちょっと重なる部分ですね。ですから、完全に変わったんです。ですから、考え方が変わったわけではないというふうにおっしゃるのであれば、なぜ表現が変わったのかということですよ。道德大好き校長というのがいますから、だから、こういうふうに、教育行政執行方針に載っちゃうと、これが今年の方針だなということで、まっすぐここに向かって突き進むということで頑張る校長が出てくるんです。私はそれが心配なんです。そして、これでやるぞというふうに先生方をリードするというようになったのでは、これはちょっと大変ではないかという心配をしています。心配しなくてよろしいという答弁がいただければいいんです。

5番6番と続いてお話をいたしました。あと教職員研修ですね。生き生きと活気あふれ

る学校の実現です。これは、先ほどもちょっと言いましたけれども、学校評議員制度について触れておられます。学校評議員制度を活用するなど、学校評価の充実を図りその結果を日々の教育実践の工夫に生かすというふうにありますね。この学校評議員の方が今それぞれいらっしゃる3人くらいですね。その方々が折に触れて、学校運営について助言をされる、あるいはこういう問題についてはどうでしょうかと、校長から相談をかけたことに対してお答えをいただけるというような仕組みだというふうに理解をしています。これを積極的に活用するというようになって、そのことによって学校評価の充実を図ること、やっぱりこれも心配なんですね。一部の評議員の人が強い影響力を発揮するというような、重々ないと思うんですが、そういうことが起きては困るなど、その辺が対応するのは校長ですから、校長がきちっと交通整理ができて聞くべき話、それからただ聞き置くだけの話、実際に学校で取り組もうとする話、そういうものの整理がきちっとできるのかどうなのかという心配もこれありで、どんなふうになっていくというのは心配をしなくてもいいのだろうかということを考えます。この点はどうなのかということ、そして、言いたいことは、生き生きと活気あふれる学校、大賛成です。生き生きと活気あふれる学校になるには、先生が元気でなければだめですね。先生が元気で、笑顔で、ニコニコして声が大きくて、その先生と一緒にいれば子どもは楽しいというふうにならないと生き生きと活気あふれる学校にならない。そこは教育長も同じ意見だと思いますね。だからそうするため

にはよそからごちゃごちゃ言われるということ、言うなということではないんですよ、言われてもそれをきちっと学校長が整理する能力を持っていると窓口として、そういうことが必要ではないかということです。だからこんなふうには執行方針の中で学校評議員制度を活用するんだ、うちは活用が今まで足りないなということになって、評議員会を何回も開くというようなことになっていくことを心配しています。本当に生き生きと活気あふれる学校にする、そのための努力を是非ということですよ。

8つ目、学校職員評価制度ですね。これがどうもあまりよくわからないですね。信頼関係というものが大事だという答弁で先ほどありました。そこら辺が職場のチームワークができ上がっていくということについて、本気でそのことを考えるとすればやり方があるなと、それは、私の意見で申し上げれば、先生方が考えている意見をどんどん言うということです。そういう場合は職員会議という場がありますけれども、そういう場で積極的に討議のテーマになっている問題について積極的に自分の意見を発表していくということが活発になっていけば、それは自然にチームワークが出来上がっていくということですね。これは、もう大分前からですけども、聞いてみると職員会議であまり発言がないというんですよ。これはまずい、それはいいチームワークができる学校にはなかなかないというふうに思います。それはなぜか、チームワークというのはお互いの気心がわからなければだめなんですよ。気心は何でわかるか、議論することでわかるわけですよ。お互い

の考えをしっかりと踏まえようということがいいチームワークを作ることになると思います。そして、そういう空気をつくり上げる役割は校長です。だからここでも校長の役割は大きいんですよ。校長がしっかりと校長として機能していくということにならないと学校はいいチームワークなんかできない。いいチームワークができないと学校は仕事できませんからね。その辺をしっかりとやるべきではないかということをお考えなんですけれども、いかがでしょうか。

次2つ目です。処分のことですね。ご答弁いただきました。厳正な処分を求めて内申を行いましたというふうにお答えをいただきました。これは厳正な処分を求めるということを決めたということは、教職員がやったストライキですね、ストライキ参加というものが絶対悪いという事の判断に立っているわけですね。要求は何だと、当局はどう答えたんだということも聞いたわけですよ。今のお答えで言えば、査定昇給制度の導入について、かねてから交渉が行われていたのだが、とりあえず給与の独自削減をやるために査定昇給制度は4年間凍結だと。だけれども勤勉手当については導入するという回答でした。凍結だと言いながら勤勉手当を導入するというのは変ですよ。凍結なら動かないんですよ、凍結というのは凍って固まることですからね。一部だけ動く凍結というのはおかしいんですよ。これは凍結していないんですよ。ということは、査定昇給制度というものは詳しくわかりませんが、ただ、昇給の仕組みを変えるわけですよ。言葉から言えば、査定昇給制度は何かというのはいちよっとなつお聞きしたいんですよ。

れども、給与がまったくかどうかわかりませんが、大きく変わるというのは労使にとっては重大問題ですよね。ですからそういうときは交渉して、そして、通常はお互いに譲り合いながら決着を見出して合意に達する。そして協定か何かに署名捺印をして、それから始めるというのが常識でしょう。給与制度を大きく変えるというのは。それを一方的に一部は凍結するけれども一部は動かすという事を組合側の合意なしに一方的に道教委はやるわけですね。これに対して黙っているなら組合なんて存在意義はないですよ。労働組合というのは、労働条件を守るというのが基本中の基本ですからね。そうすると、そういう権利を持っていると憲法に書いてあるんです。労働基本権。自分が働く条件を一方的に雇い主の側から決めるのではなくて、雇い主と雇われる側との合意に立って決めるんだという基本ですよ。それを道教委はそういう常識を破ったわけでしょう。やむを得なく組合は法律で禁止されているストライキという行動にとらざるを得なかったということです。それを教育委員会は厳正な処分を、違法なんだから厳正な処分を求めるんだという判断をされた。これまでの経過はとにかくとして、行動が悪い。行動が悪いんだから厳正な処分だと、こういう判断に立たれるとしたら、いかがでしょうか。それは、一方的に片方だけしか見ていないということにならないでしょうか。そして、ご答弁にもありましたけれども、北海道教育委員会は2月28日付で、戒告という処分を参加者全員に対して発令しましたね。懲戒処分です。戒告の上は減給ですね。減給、減給といってその後は停職とい

うふうに重くなりますけれども、でも戒告というのは先ほどの答弁で昇給が延伸されるという中身を伴う。公務員というのは定期昇給というのがあって、定期的に昇給をする。ところが昇給延伸というのは、定期昇給の時期になったが1回休みというのが昇給延伸ですね。1回休んだら普通は3ヶ月延びる、3ヶ月延びたそこからが出发点になるからやめるまでは3ヶ月延びたのはずっと続いていくわけですね。それが戒告に伴う昇給延伸です。生涯続くんですよ、当然、退職金にも年金にも全部響いてきますね。それは極めて過酷なものですよ、給与上の損害を受ける。新聞でも書いていますよ。これは28日付の北海道新聞です、こんなこと今まで組合のことで新聞が書いたことないですよ。これは道教委が詳しい資料を新聞社に提供したんですね、ですから25歳で生涯賃金100万円の減なんです、というふうに書いてある。こんな数字今まで新聞に載ったことないです。しかも余計なことも書いてある。こんな処分になると思わなかったとか、何かそんなことも書いてあった。余計なお世話なんだけれども、ということは、厳正な処分を内申して懲戒処分を受けたら美唄で今働いている先生方は生涯にわたる賃金上の損害を受けるということも承知で内申をされたわけですね。これもさっきの話と合わせていかがなものかと。それと、二十何年かストライキはやっていないそうですけれども、過去のストライキでの、今回は就業前1時間ですね、過去には早朝1時間とか早朝2時間とか半日とか1日とかいろいろあります。それらのストライキとそれに道教委がかけた処分とこれらの問題もあると思う

んですよ。それらを全部考え合わせてやられたのか、議論としてはどうだったのかということをおもいます。そういうこととお考えがあればお聞きをしたいとおもいます。

それから卒業式・入学式の問題は、さっき1回目でもちょっと言いましたけれども、学習指導要領は大綱的基準で、細かなことについて決めたらそれは大綱的基準ではないから法的拘束力にはならないんですよというのは旭川学テ事件の最高裁判決なんですよ。繰り返して言っていますけれども、あまり学習指導要領、学習指導要領と言わない方がいいとおもいます。それは、たよりに足りないものなんですよ。ですから、卒業式・入学式の細かいやり方については介入すべきではないということをお特に申し上げたい。それから、昨年、教育委員会が計画されたような事情聴取ですね、もし立たないという教職員がいたときに、そういうことを今回もおやりになるつもりかどうか、お聞きをしたい。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、学校教育関連法案3法の関係でございますけれども、新しい学校教育法の「義務教育の目標」につきましては、教育基本法に規定されました教育の目標を実現する為に小中学校それぞれこれまで分かれておりましたものをまとめたということで、教育目標として第21条に自主自立の精神であるとか、10項目にわたって規定をしております。また、「新たな職」についてでありますけれども、これにつきましては、学校が抱える多くの課題や多忙化に対応して、学校における組織運営

体制あるいは指導体制の確立を図るために、小中学校等に副校長それから主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとされております。

次に、地教行法の教育委員会と国の責任の明確化についてでございますけれども、教育委員会につきましては、基本的な方針の策定や、教育委員会規則の制定と改廃などが規定されるなどの内容となっております、国の責任の果たし方につきましては、教育委員会の法令違反や怠りについて「指示」や「是正の要求を行うことができるもの」とされております。

次に、教員の免許更新制度の導入についてでありますけれども、ただいまお尋ねありまして、10年のスパンということでございまして、教員が社会の変化ですね、これは今俗に言われていますけれども、情報化であるとか都市化であるとか、核家族化とか、子供を取り巻く環境は非常に大きく変わってきております。社会全体も変わってきておりますけれども、こういった変化に対応する、あるいは社会の期待に応えるために、引き続き教育の専門家として、子どもに質の高い教育を提供する為に免許状に10年間の有効期限を定め更新を必要としたわけでございます。

次に、幼稚園教育についてでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、幼稚園教育で幼児の健やかな成長の為に適切な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的として、幼児期の特性を踏まえ、環境や遊びを通して教育活動を行うものでございます。幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な

学習であるということを踏まえまして、遊びを通しての指導を中心とした教育活動の充実に努めてまいりたい。このように考えているところでございます。

それから、小中学校の教育についてでありますけれども、これ繰り返しますけれども、大きく激しく変化するこの社会に対応していくためには、やはり「課題を見出して解決する力」などが必要であること、これはお尋ねの中にありましたけれども、これから社会に対応していくための事を教えるのには無理があるだろうということをお尋ねされておりましたけれども、これは中学校に行きましても職業意識ですとか、そういったものも教育の中でも指導できるわけでございますけれども、小学生の段階では、やはり課題を見出して解決する力などを培っていく、そして自ら考え、学び続ける力等の育成を重視し、「生きる力」を育む教育の推進に努める、このような考え方でございます。

次に、確かな学力の向上ということでございますけれども、学力調査は確かな学力を育成するための手立てでありまして、児童生徒の学習状況を多面的に分析する資料として、また、本市における教育の成果や課題等を把握・検証し、その改善を図る意味においても意義あるものと考えているところでございまして、次年度以降もこうした考え方に基つき、適切に実施してまいりたい。このように考えているところでございます。学校の教育というのは子ども達は、授業・学科についてですね、わかることが一番の喜びだと思うんですけれども、やはりそういった喜びを与えるためにもこの学力テストを実施することによっ

て、その子どもの弱いところ、わからないところをですね、教師として教員としてそこを把握しながらこの学びを支援していくと、そういうことが正しいだろうと、そのためにもこの学力テストを私は必要であると考えております。

次に、豊かな心の育成につきましては、基本的な生活習慣や規範意識、自分への信頼感や思いやりなどの道徳性を養い、法やルールの意義、遵守について理解し、主体的に判断・行動できる資質を育成することは大変重要であります。そのことから発達段階に応じた指導内容の重点化、あるいは教材の充実等、また、有効利用を図ってまいりたい。このように考えているところでございまして、これは今大人社会の問題もちょっとお尋ねの中にございましたけれども、大人社会は大人社会としてこれは直していかなければならないものは直していかなければならない。今日のどこかの校長先生の話もありましたし、テレビや新聞等、こういったことについてはですね、道徳性を疑われるような大人の行動というのはこと変わらないわけですが、ただ私どもは学校教育として学校現場でどうしなければならないのかということで、この中で書いているわけでございます。当然、青少年の指導の関係であるとか、役所の中のそういった集まりの中では、大人一人ひとりが今何をやらなければならないのかということ、やはり、子ども達に対して絶えずそういった意識を持ってもらいたい。こういったことは私の方からもお話をしているところでございます。

次に、教職員の研修機会の充実であります

けれども、学校教育は校長を中心としており、全教職員で組織的・継続的に行われるものでございます。その基盤はやはり教職員相互の信頼関係であることから、学校の研修及び学校職員の評価制度の活用につきましても、こういった考え方に基づき適切に指導してまいりたい。この学校職員の評価制度につきましては、今お尋ねの中にも学校全体のチームワークづくりということもございました。これはやはり一人ひとりの先生方の意識というのが、やはり共通問題意識にしても、学校に対する問題意識と共通に所有されなければならない、それに対して、どうしなければならないのかということ、個々の先生は熱心に考えておられると思うんです。ただ、そういった考えは、評価制度ということになりますけれども、その中でしっかり文にして、自分の目標なり何なりをもつと。これを指導するのは校長ということをおっしゃっておられましたけれども、やはり、校長にも自分の考えを理解していただいて、そういった中で話し合いをする。特に学校の小規模化になってきておきまして、1学年1人という先生も多ございます。そういったことで先生方が悶々とするのがないように、やはり自分の考えを超えた評価制度にまとめて、そして校長なり教頭からの指導を受ける。これも一つ大きなヒントになるのではなかろうかと考えているところであります。

教職員の意識の向上と組織の活性化に資すると、査定評価制度についてでございますけれども、これは教職員の士気向上と組織の活性化に資することを目的として、仕事上の業績・能力・勤務態度について評価を行って、

昇給及び勤勉手当の支給を成績区分により決定しようとするものでございます。

次に、ストの処分の内申についてでありますけれども、公務員のモラルや使命感について厳しく問われている社会情勢の中で、公務員に認められていない争議行為に至ったということは、これは地公法で定める懲戒処分に該当するものであり、道教委に対して処分を求めるということの内申を行ったものでございます。

次に、卒業式・入学式につきましては、これまで一貫して申し上げてきております通り、我が国の国旗・国歌の意義を理解し尊重する態度を育成すると言うことで、諸外国の国旗・国歌についても同様に、これを尊重する態度を養っていくことになるだろうとこのように考えておきまして、国際社会に生きる日本人としての自覚・資質を育成することなどを重視して、これは繰り返しますけれども学習指導要領に基づいて、卒・入学式における国旗・国歌を適切に指導されるように指導していくこととでございます。いずれにいたしましても、各学校におきまして、この国旗・国歌の指導・意義につきまして意思の疎通、共通理解が図られるように努め、各校全教職員が一致して卒業式・入学式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるように指導してまいりたい。このように考えているところでございます。事情聴取ということもちょっとありましたけれども、今般も実は事情聴取ということで各学校を私訪問いたしました。事情聴取ということも一部とられたようでございますけれども、私は事情聴取ではなくて、今申し上げた私の考え方ということを先生方にお話

するという事で、このことと、もう一つ各先生方が教育現場で今悩んでおられること、この2点についてということで各校訪問した経過がございます。

●議長林 国夫君 質問者にお尋ねいたします。再々質問ありますね。午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。米田議員の再々質問から入ります。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 ひと通りご答弁をいただきましたが、もう一片聞かせていただきたいと思います。

教育行政執行方針の問題は、項目分けてやっていたんですが、全体的にかかわる問題をまとめてお尋ねをしてみたいというふうに思います。法律改正の関係の所では、お答えをいただきましたけれども、国の責任と言いますか、そういうものとして教育委員会に法令違反があったり怠りがあったりというような事柄について、指示や是正要求を行うということでもあります。これは、やはりさっきちょっと質問の中でも言いましたが、中央集権的なものの考え方というものが入っているのではないかなということ危惧しますね。地方教育委員会の独立性というものが低下しているのではないか、そういう心配をしますけれども、その辺はいかがなものかなということ

を思います。

それから、学テの問題なんですが、これも先ほども申し上げましたけれども、こんなふうに学力調査結果を学校の中でそれに基づいて指導の重点化、あるいは指導方法や指導形態の工夫改善に努めるというふうの方針として明記された場合に、心配をしなくてもいいのかなのか、具体的に書かれているんだからその通りやらなければならないというふうに校長が考える、そして厳しく職員に求めるというようなことになったのでは、ちょっと本来の先ほど教育長からいただいた答弁の考え方とは異なることになるのではないかなという事を心配いたします。先ほどもありましたね。子どもにとっては勉強がわかることが喜びなんだと。まったくそのとおりだと思います。そして、学ぶ意欲が上がってくる。学習習慣がつく、こういうふうになると当然のことだと思うんですね。ただ、そのことを求めようとしたときに、何がいるかということですね。教師が子どもと向き合う。一番は勉強ですね。それから生活指導というのもある。だから、学習や生活指導などで、教師が子どもと向き合う時間があってきちっとそのことに集中できるということがいかに大事かということだと思うんですよ。その保障をどうするか。そんな学校づくりというのはどう考えればいいか。そのことを校長が真剣に考えて教師たちの意向を十分に生かす学校運営をしていくと、そういうことではないでしょうか。教師は管理の対象物だというふうにしなれない校長が多数を占めているというようなことでは、多数を占めなくてもいいですね、一人でもいい、二人でもいい、そういう

人がいるようではこの方針は本来考えている趣旨とは違うことに使われてしまうのではないかなということを心配いたします。

土曜日でしたね。NHKで長い時間テレビでやりました。私もはじめのほうは見れなかったんですけども、びっしりは見ませんでしたけれども、ところどころ見まして、いろんな人が集まっているからいろんな意見が出て、結局、まとまった結論にはならなかったんですけども、いろんな声が出るということがいいことだなと思うんですね。私なんかとはまったく相容れない考え方のこともありましたし、それからなるほどそうだなということもありました。例えば先生に問題があるという声が随分あって、教師がだめだと、じゃあ教師を良くするにはどうすればいいのかということについて、それはもっと金をかけて学校の先生の数を増やして受け持つ子どもの数を減らせばいいんだという端的な意見ですとか。それから先生にもっと今私が言ったように子どもに向き合う時間を与えなさいと、それがそこへ至らないでいろいろ追われて結局子どもに向き合うのは最後になると、そういうことをさせておいて効果を上げようと言ったってそれは無理だよという意見もありました。現場をよく知っている人の場合は、今いかに教師が置かれている立場が大変かということ把握しているんですよ。だから優先は子どもだよと、子どもが第一だと、場合によっては、いろんな調査が来たとしても校長の段階でそれは降ろさない、自分で受け止めてどうしても出さなきゃならないのなら校長が書いて出す。それからこれは必要ない、ゴミ箱に入れるという、そういう選択は教育

委員会にあってもいいと思うんですよ。上から来たものは全部学校に降ろさなきゃならないというふうには考えない。今の学校の状態からいけば、この種の調査はやっているんだから必要ない、そういう選択も必要だなということだと思いますね。いかに教師が子どもに向き合う時間を多く作れるか、それから授業のための準備がきちっとされているか、そういうことではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。だから、いい先生になるために研修してもらうんだと。いいことですよ。だけれど研修、研修、研修と言って、これまた、外に出かける研修になっちゃうと穴が開くわけですよ。開いた穴を誰が埋めるかという問題があるわけですね。そういうこともよくよく考えて、立派な教師にするためにどんどん研修をさせるということが必ずしも子どもにとってプラスになるのかどうかという問題もあるわけです。そういうこともぜひ考えてみていただきたいということです。

さっき、心のノートの話をしましたけれども、昔のことを考えてみてください。大分昔です。60年前ですね。戦前とか戦中とか言われる時代。男の子に君は将来何になるんだ。立派な軍人になります。判で押したように皆答える。そういう時代があったんですよ。だから、僕は予科練に行くんだというようなことを言い出したときに、親がそれを止めることができない。いくらやりたくないと言っても。それは国がそういう体制になっているからですよ。そういうことになってしまっただけからでは誰も何もできないですね。私は今こういうことを議会で発言しても誰からも文

句は言われたいですよ。お前は何を言っているんだと言うことは誰からも言われたい。そういうことをきっちり守っていく必要があると思うんですよ。それには、その子、その子がしっかりと。いますよね、自主的にとか主体的にとか、そして自ら判断ができるとか。今日のやり取りした言葉の中にもありました。そういう子どもに本当にするのであれば、あまり道徳の時間を充実させるなんてことは考えない方がいいということをお願いしたい。私のお願いしたいことを多分、教育長はお分かりになっていると思うんですよ。そういうことを是非、考えていただきたい。

ちょっと間違えば、今の子ども達が兵士になる年齢、20歳くらいですかね、なった時に、今のように自由に発言できるという空気が続いているかどうかということです。現在でも、この後で取り上げる、卒業式で君が代で立たないというだけで教師が懲戒処分を受ける。東京都はですね。もう首になるのではないかとこのころまでいっている。何人かの人。それから、何を考えているんだというふうに、その教師の考え方が問題にされる。美唄でも地域の父母に後ろ指を差されるというふうになってしまっているんですよ。現実には。そういう姿が出てくるという時代になってしまっているんですよ。現実には。だから、美唄の子どもの将来ということですね、美唄市民が責任を持たないで、誰も責任は持たないと思うんですよ。やはり美唄市民がしっかり美唄の子供の将来のことを考えなければならぬと思っています。

政権政党がやろうとすることを、丸々請け負って教育がやられていいのですかというこ

となんです。そうではないと思う。だから教育基本法が変わったんだから、全部それに従ってやれよというふうな考え方にたつのはやめた方がいいと思います。そこら辺の、さっきも言いましたよ、法律改正があったんだから行政機関がそれに従ってやるのは仕方がない、仕方なくやるっていうのと、書いてあるんだから100%それでやるぞというのは大分違うわけですよ。書いただけだと言うのと書いたことは全部やるぞっていうのは違う。今の校長の姿勢が極めて心配なんです。書いてあるんだからやるんだというふうになりかねない。その心配が非常に大きい。ですから、教育委員会は、まだまだ国の圧力というのはあるのかもしれないですけども、地方教育委員会の果たす役割、そういうものを果たすことができる余地があると思います。そういうものをしっかり果たしていただきたいというふうに思っています。

最近話題になった東京の杉並で、中学校が夜塾の先生を呼んで塾を開くというのが始まりましたね。ここに出ているんですよ。夜間塾と書いてあるんです。公立中学に夜間塾。そういう見出しです。あそこは和田中学校と書いてありますね。藤原さんという校長です。藤原さんの発想なんです。夜間塾は。ちょっと、そのことを紹介した記事なんですけれども、こう書いてあります、夜スペというんですよ。夜のスペシャル。いくつかあるんですけど種類が、その一つが塾なんですけれども、多くの教師は夜スペに反対、藤原氏は職員会議で一方向的に意見を述べ反論も通じない。疲れて早く異動したいという教師も多い。和田中は、他の学校よりも不登校の子を適応指導

教室に送る時期が早い、入学後直ぐのケースでもあり、学力アップに貢献できない子を切り捨てていく等々、地域の父母や教師から随分そういう声が出ているということです。この人は民間上がりですよ。リクルートから入ったんですよ。リクルートにいた人が校長になったわけです。いわゆる民間の論理で競争原理を取り入れるということですよね。こういうふうに校長先生が先生を支配することになってしまったら、何ぼいい考えを持っている先生がいてもそれは活きないんですよ。ですから、校長の役割が非常に大事であるというふうに思うんですよ。学校が子どもに十分に教えるために機能する、子どものために十分機能するという条件を整える役割が教育委員会だと思いますから、是非、そういう意味でいろいろあるけれども、今年の執行方針が、教育委員会が考えている精神が活きるように是非ご努力いただきたいと思うんですよ。それには、キーポイントは校長だと思うんですよ。そこを是非考えていただきたいということで今一度お尋ねをしたいということです。

それから処分の問題です。さっき答弁いただきました。法もとの平等ということ言いますよね。法もとの平等ということは、今回の場合は、懲役だとかそういうのではないですよ。処分は戒告です。刑事事件やなんかでは懲役何年などという刑がありますね。同じことをしたのに片方の人は懲役3年で、片方の人は懲役5年だと、そういう扱いは裁判所はしないんですよ。さっき1時間と言う話をしましたがけれども、1時間のストライキをやったらこれぐらいの懲戒処分、2時間な

らこれぐらい、半日ならこれぐらい、そういうものがあるはずだと思うんですよ。ところが、道の吉田教育長の言葉では、公務員に対する目が厳しいとか、そういう時代にあつてとか、そういうことを言っていましたよね。そういう時期にストライキをやるなんてとんでもないということなんですよ。そうすると、時期が悪かったということになっちゃうんでしょうか。同じ1時間をやって重い処分を受けなければならなくなったということは。だからそういうものではないと思うんですよ。法律に従って罰するのであれば、同じことをやったのであれば同じ罰を受けるということではなければならない。かつては、教職員組合に対する処分は、まず幹部が処分されたんです。役員ですよ。幹部処分ですよ。一般参加者を処分するというのはやはりそれなりの理由があつたときですよ。今回は幹部は処分しないんですよ。役員は処分せずに一般参加者を処分するという処分の仕方をしています。考え方が変わったのか、法律が変わったわけではないですよ。これは法律を適用する立場にある人の考え方が変わったのではないかというふうに思うわけです。その辺は、私は法もとの平等というその視点からすると、まずいのではないかと。1月にこのストライキがあつたときに、新聞見つからなかったから持ってこなかったんですけども、テレビでも高橋知事が直ぐに出ました。そしてとんでもない、厳しい処分をするということ言つた。高橋知事が何で教職員について処分する話に発言するんですか。人任命権者ではないでしょう。だからこれはかなり意図的なものがあるなというふうに感じるんです。政治

的ですね。政治的な意図がそこにあるのではないかと。そういうことが考えられない。だとすると単に処分だということによっていくというのは、やっぱりおかしいのではないかと。いうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。法のもとの平等という視点からして、違うのではないかとということをお尋ねしたい。

最後に、卒業式・入学式のことです。さっきお聞きしたんですけれども、教育長ははっきりお答えにならなかった。立たない人の調査をどういうふうに行っているんですかということをお聞きしたんです。事情聴取ではないという話をされました。いずれにしても、立った教職員、立たない教職員というものを把握しているんだということですね。きちっと。これは、おやめになった方がいい。そういうことは。どこの学校のAとBは立った、CとDは立たない、Bという学校のABCは立った、EFGは立たないとか、そういうリストを多分作っておられると思います。でもね、そういうものを作ってはならないんですよ。公の機関が。教育委員会と言えどもそれはだめなんです。だめだとどこに書いてあるか言いますよ。美唄市個人情報保護条例なんです。個人情報保護条例の第8条にこう書いてあります。「実施機関は、個人情報の取り扱いをする場合には、所掌する事務の目的達成に必要な範囲を超えてはならない。」これが第1項です。第2項、「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れのある個人情報の取り扱いをしてはならない。」明快なんです、だから、立った立たないという名簿を作ったら、個人

情報保護条例違反なんです。

この問題は、昨年、大阪高裁で枚方市の事件を一審が負けたのを、高裁は逆転で原告の訴えを認めたんですよね。市は上告しなかったんです。判決確定です。その前に枚方市はもう既にその調査をやめていたんです。何年前か前に。訴えの裁判が起こってから、やめたんです。ということは、個人の思想信条に係る問題を公の機関が公に取り扱って物事をやっちゃならないということなんです。そうすると、さっきお尋ねしましたね。どうやって調べるんですかということをお聞きしました。調べてはならないということになれば、これは調べられないことなんです。そのところを今年の3月、4月と、どういうふうにするおつもりかお尋ねをいたします。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の美唄市の教育全般について、法令改正等に基づいてお尋ねいただきましたけれども、美唄市の教育につきましては、学校、家庭あるいは地域からですね、いつもいきいきとした子どもたちの姿、会話・声が聞こえるということが求められているわけでございまして、その実現のために学校はその機能を最大限に活かした教育を展開していくことが重要だろうと、このように考えております。

平成20年度の教育行政執行方針の学校教育につきましては、「生きる力」の育成を「確かな学力の向上」と「豊の心の育成」、「健やかな体の育成」という3つの柱により育成していくこと、そして、その基盤は「信頼され

る魅力ある学校づくり」である、その基盤を支えるのが「教職員の資質能力」であるという文書構成で作成しているところでございます。

いずれにいたしましても、美唄市の未来を担う子どもたち一人ひとりの自己実現を目指す教育を推進することは、いつの時代にあろうとも変わらない学校の使命であるという、そういった自覚のもとに、意欲あふれる教職員によって活力みなぎる学校教育活動が行われるように、私ども教育委員会といたしましても、努めてまいりたい。このように考えているところでございます。

次は、教職員の処分についてということでもありますけれども、道教委で最終的に判断するものでございまして、私ども市教委と致しましては、今回のこういった行為が公務員として禁止されている違法な行為であるということから、厳正な処分を求めて道教委に内申を求めたものでございます。

それから、教職員の卒業式・入学式時における起立・不起立の問題でございますけれども、このことにつきましては、これまでの学校における議論経過を踏まえた上での校長・教頭による現認と私ども教育委員会の職員の見取りとあわせて行っているところでございますけれども、これまでも繰り返し申し上げておりますけれども、教員は学習指導要領に基づいて学習指導を実施するという職務上の責務を負っているわけでございます。児童生徒を指導する立場から、国歌斉唱時において起立することが望ましいという考え方の下に今後につきましても、その指導の徹底に努めてまいりたい。このように考えております。

●議長林 国夫君 米田議員の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第56条の但し書きの規定により、特に発言を許します。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 考え方についてはこれまでもいろいろお聞かせいただいておりますが、それはわかります。ただ、最後にお尋ねをいたしました、個人情報保護条例による扱いの問題は、これは校長がやろうが教育委員会の職員がやろうが、そういうことをしてはならないと書かれている条例については、教育委員会がやることについては関係がないんだと。そういうお考えに立つのでしょうか。そういうことはできないと思いますね。ですから、法令によりということ常々おっしゃっている教育委員会の答弁とはちょっと思えないですよ。ですから今一度よく考えてご答弁をいただきたい。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 先ほどもお答え申し上げましたけれども、あくまでも起立の指導、これは教員の職務上の責務ということでもございます。これまで、私どもは校長による職務上の起立命令ということもございまして、このような職務命令違反ということも実態の把握を行ったわけでございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員(登壇) 平成20年、第1回定例会にあたり大綱3点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政についてであります。日本の食糧と農業は今新たに深刻

な危機に直面しております。わが国の食料自給率は世界でも異常な39%にまで低下してしまいました。農林水産省の資料によれば、日本を除く先進11カ国の食料自給率の平均は103%です。また、耕地放棄をよぎなくされた農地は全耕地の1割近くにもなり、これは埼玉県総面積にも匹敵するものとなっており、農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化が進行しています。しかも農産物価格は暴落を続け、政府がモデルとしている大規模農家でさえやっていけないのが現状です。こうした日本農業の今日の困難を作りだしたのは戦後の歴代自民党政権による農政です。自民党農政の何より大きな罪は食料輸入自由化路線のもとで国内生産を縮小し、アメリカや財界、大企業のいいなりに国民の食料を際限なく海外に依存する策をとり続けたことでもあります。わが国の農業を厄介者する方針によって、わが国の食料自給率は世界の先進国に類のない水準にまで低落しました。

もともと100%自給可能な米まで農家に減反を押し付ける一方で、大量輸入することさえ行われています。自民党農政は中小農家切捨てによって、農業のかけがえのない担い手を土台から突き崩してきました。日本の農業に競争力がないのは規模が小さいからだとして、画一的な規模拡大を押し付ける一方で、農家の経営と暮らしを支えるためにどの国も力を入れている農産物価格保障対策や経営安定対策は放棄してきました。こうした政策の結果、規模拡大した農家を含めて多くの農家にとって経営が続けられない事態が広がっています。農業就業者は20年間で半減し、深刻な後継者難、担い手不足に直面しておりま

す。耕作放棄、農地の荒廃も心配です。まさに、亡国農政と言っても過言でない状態です。

こうした農業情勢は、農業を基幹産業としている本市にとっても深刻な事態を招いていますが、そこでお尋ねいたしますが、1点目は、本市においては、平成19年の主な農産物の作況はどのようなものであったかお聞きいたします。

2点目は、品目横断的経営安定対策の評価についてであります。私は、昨年第1回定例会において、品目横断的経営安定対策は、小規模農家を切り捨て日本の農業を衰退させ、農村の崩壊につながるものだと指摘し、この対策についての市長のご見解を求めました。それに対し、市長は、本対策は認定農業者等の一定の要件をクリアした担い手農家を対象とする対策であり、農業者の意欲と活力を引き出す形で担い手作りを進めていくことが本市農業の持続的な発展につながるものと考えているとお答えになりました。その後、ちょうど1年間経過しましたが、この間、この対策に対して、全国的にも多くの農業関係者や地方自治体から厳しい批判を受け、一定の手直しとして品目横断的経営安定対策が平成20年から水田・畑作経営所得安定対策に名称が変わりましたが、こうした経過から見て、改めて品目横断的経営安定対策に対する市長の評価がどうであったのかお聞きいたします。

3点目は、品目横断的経営安定対策の見直しについてであります。国では、平成20年度から全国からの厳しい批判を受け、品目横断的経営安定対策を見直し、水田・畑作経営所得安定対策と名称も変えましたが、この見直しを市長はどのようにお考えなのか、お

聞きいたします。

大綱質問の2点目は、道の駅、いわゆる食の駅構想についてであります。私は、平成17年度第1回定例会において、近隣の道の駅の運営状況が軒並みに自治体の大きな負担になっていることから、本市に設置した場合、財政の大きな負担になることを懸念し、設置については再検討が必要であることを指摘しました。市長は、本定例会の市政執行において食の駅について引き続き基本構想の策定に努めてまいりますと述べられておりますが、お聞きしたいことの1点目は、この構想の進捗状況がどのようになっているかお聞きいたします。

2点目は、近隣地域の道の駅の運営状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目は、美唄商工会議所から提出された意見書についてであります。過日、美唄商工会議所から食の駅についての意見書が提出されたと新聞報道により知りましたが、改めてお聞きいたしますが、この意見書はどのようなものであったのか。また、その意見書に対して市長はどのようにお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、消防行政についてであります。近年、消防行政について市民の関心も高く、また、道議会においても、北海道消防広域化推進計画素案が論議されております。

お聞きしたいことの1点目は、本市の消防本部の現状についてであります。私は、今年の第4回定例会においても、消防本部体制・職員体制についてお聞きしましたが、今回改めてお聞きいたします。消防活動は市民の財

産と安全を守る上で極めて重要な問題です。

しかし、近年消防職員が大幅に減らされ、各地域の消防団員も人口減・高齢化が進み、消防団の再編化による活動エリアの拡大などでの地域防火活動のそごなど、地域住民にも一定の不安を与えています。また、近年の火災発生が多様化に対応できる体制になっているのかという不安もあります。そこでお聞きいたしますが、本市においては、人口千人当たりの職員数はどのようになっているのか。また、充足率はどのようになっているかお聞きいたします。

2点目は、北海道消防広域化推進計画についてであります。道では、昨年11月に北海道消防広域化推進計画の素案を発表しましたが、本市としてこの計画をどのようにお考えなのかお聞きいたします。合わせて、道から各市町村に対して、この計画に対しての意見の照会があったと聞き及んでおりますが、その意見照会はどのようなものであったのか。また、市としてどのように意見を提出したのかお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、品目横断的経営安定対策の評価についてであります。この対策は、認定農業者等の一定の要件をクリアした担い手農家を対象とした対策であります。担い手の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷等により農家所得が大きく減少し、大変厳しい状況となりました。

市としてはこうした地域の実情をとらえ、要請活動をしてまいりましたが、一部見直し

されたものの、さらに、今後、改善に向けて強く要請してまいりたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策の見直しについてであります。この対策はこれまで面積支払いや単価設定の反収の取り方などに課題があり、農家所得が大きく減少すると生産現場の意見等を踏まえ、対象となる農業者の要件が見直され、名称も水田・畑作経営所得安定対策となりました。

見直しされた対策では、市町村特認として、各農協の「地域水田農業ビジョン」に、認定農業者として位置づけされた場合、小規模農家がこの対策の対象になることから、関係機関・団体と連携を図り、一人でも多くの小規模農家が加入できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、食の駅構想についてであります。構想の進捗状況についてであります。平成19年度において「食の駅基本構想」策定に向け、美唄市食の駅基本構想市民検討委員会を設置し、これまで5回の検討委員会を開催しております。

検討委員会では、「食の駅基本構想」策定にあたっての基本的な考え方や構想の目的、必要性、必要な機能などの検討を行い、意見をいただいたところでございます。

さらに具体的な検討を行うため、施設部会や直売・加工部会、管理運営部会の3部会を設置し、さまざまなご意見をいただき、構想の構成や基本的な考え方、必要な施設・機能等について整理しているところでございます。

なお、場所の選定につきましては、庁内プロジェクト会議におきまして、交通条件や環境条件、造成条件、行政条件及び地域特性等

の評価を行い、市街地地区、癸巳地区、茶志内地区の3地区に絞り込みさらに、地域特性やそれぞれの課題を考慮し、茶志内小学校跡地が候補地として望ましいとの検討結果に至っております。

次に、隣接地域の道の駅の運営状況についてであります。今までに調査した道の駅の運営状況については、深川市や三笠市、長沼町などの5ヶ所であり、施設内容等については、それぞれ違いがありますが、施設使用料などの収入については、約390万円から約1,800万円となっており、施設維持管理などの支出は約1,800万円から約3,000万円となっております。

なお、道の駅の売り上げとしては、深川市で約2億2,000万円、三笠市で2億5,000万円、長沼町で3億4,000万円とお聞きしております。

次に、美唄商工会議所提出の意見書についてであります。意見書の内容としましては、「食の駅」については投資額やランニングコストなどの面から、時期や場所等の具体的事項について、検討要請があったところでございます。

私としましては、厳しい財政状況を十分踏まえながら、農業を始め、まち全体の活性化につながる重要な施設として考えており、整備に当たっては、ソフト面を重視したものと、「地域ICT利活用モデル構築事業」との連携、既存施設の有効利用やコスト縮減などについて、さまざまなご意見等をお聞きしながら引き続き構想づくりに努めてまいります。

次に消防行政につきまして、消防本部の現状についてであります。初めに、人口1,

000人あたりの職員数は、本市の消防職員数は現在45人であることから、1.61人となっております。

次に充足率につきましては、定員管理診断では47人で95.7%であり、また、地方交付税における基準財政需要額の試算では、46人で97.8%となっております。

なお、消防庁、総務省で示す消防力の整備指針による職員数では、85人で充足率が52.8%となりますが、これは主に現有の消防車両数をもとに必要な職員を積み上げたものであり、実際の災害においては乗換により対応しているところでもあります。

次に北海道消防広域化推進計画（素案）に対する意見照会についてであります。その内容といたしましては、「消防広域化の必要性」、「消防広域化の望ましい組み合わせ」、「道内の組合消防で行われる自賄方式」の3点について照会がありました。

市といたしましては、社会環境の変化に伴い、災害の複雑多様化、高齢化社会の進展に伴う消防需用の増大など、消防の現況から広域化は必要であると回答しております。

なお、広域化の推進にあたっては、その運営方法、消防体制について、関係市町村による十分な協議が必要であると考えております。

なお、平成19年の主な農産物の作況については農政部長から答弁をさせていただきます。

●議長林 国夫君 農政部長。

●農政部長林信孝君 平成19年の主な農作物の作況については、私から答弁させていただきます。

平成19年の主な農作物の作況状況につい

てであります。過去5ヶ年平均反収との比較では、水稻については551キログラムで増減はありませんが、小麦については490.3キログラムで26%、大豆については259.7キログラムで5%増加しております。

また、玉葱については4,600キログラムで12%、アスパラガスについては295.1キログラムで33%減少しております。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 この場所から何点か再質問させていただきたいと思えます。

1つは農業問題ですね。品目横断的経営安定対策の評価についてですけれども、先ほどのご答弁で、「この対策は認定農業者の一定の要件をクリアした担い手農家を対象とした対策であります。担い手の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷等により農業所得が大きく減少し、大変厳しい状態となりました。また、本市においても全国的にも生産者からは収入が減少した、担い手の生産意欲の減退につながる等といった不安の声が多く上がり、こうした地域の実情を捉えて市としても全国市長会を通して、制度の見直しについて要請行動等を行ってきたところですよ。」このようにご答弁されているわけですよ。若干長くなりましたけれども、正確を期するために引用させていただいたわけですよ。けれども、これは、去年、私が質問したことに対するご答弁と大分違っているわけですね。去年のご答弁ではこのように答えているんですよ。「品目横断的経営安定対策は、本対策は認定農業者等の一定の要件をクリアした担い手農家を対象とする対策であり、農業者の意欲と活力を引き出す形で担い手作りを進めていくことが本市

農業の持続的な発展につながるものと考えています。」このようにご答弁されているわけです。

これは、この一年間の間でも、市長がご答弁されているように、全国的な厳しい批判が起きてくる中で、また、政府も一定の手直しをせざるを得ない、そうした状況の変化の中で、市長も認識を新たにしたものだと考えます。私は、このこと自体大変結構なことだと考えているわけですが、こうした状況の中で、政府が、平成20年度から、品目横断的経営安定対策を若干の手直しをして、水田畑作経営所得安定対策として名称を変えたわけですが、その手直しの内容は、認定要件の緩和、市町村特認認定農業者の年齢の廃止・弾力化、集落営農組織に対する法人化等の指導の強化、小麦・てん菜の交付金の上乘せ、そういうものもありますけれども、品目横断的経営安定対策で打ち出した小規模農家切り捨てという基本的な性格は何ら変わっていない、このように思うわけです。

そこで、具体的にお聞きいたしますけれども、1つ目は、こうした程度の見直しによって、日本の農業が発展するとお考えになるのかどうかという問題です。また、本市の農業が安定して農業経営に明るい見通しが持てるものだと市長はお考えになるかどうかお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、見直しによって、今大きな社会問題になっている食糧の自給率の問題がありますけれども、自給率が上がるとお思いになるのかどうか。また、食料自給率の向上に対し、本市としてもどんな役割は果たしていくことができるのかどうか。

この点についてお聞きしたいと思います。

次に、食の駅についてであります。1つは、場所ですね。茶志内の小学校跡地を活用したいということですが、私は、あの場所は余り目立つところではない場所だと思うんですが、なぜ、あそこの小学校跡地になったのか。そうした経過についてお聞きしたいと思います。

もう1つの問題は、食の駅運営に当たっての財政負担の問題ですね。先ほどのご答弁では、近隣地域の道の駅の運営状況は、極めて厳しい運営だと聞いているわけですが、私が聞いたところによりますと、平成18年度で見ますと、美唄のすぐ隣、三笠の道の駅ですが、収入が約390万円、それに対して支出が2,050万円、直ぐ北の方の隣ですが、奈井江町の道の駅、ここの収入が約270万円、支出が1,800万円、こうなっているわけです。美唄の北の隣、南の隣、両方にちょうど美唄が真ん中になるんですが、その両隣ともに非常に収入と支出のバランスに大きな違いがあるわけですね。収入に対して道の駅の維持管理費が収入の5倍、6倍になっていく。このように聞いているわけですが、市長がこうした厳しい財政負担であっても、あくまでも食の駅を設置する、そうしたおつもりなのかどうか。また、食の駅が、黒字までとはいかなくても大きな負担にならないという、そうした見通しがおありなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、消防行政についてでありますけれども、職員体制について、ただいまご答弁があ

ったわけですが、充足率ですね。基準に照らしてどれだけの職員がいるのかということですが、ご答弁では、例えば、定員管理診断では定数基準が47人で、現在いる職員が45名ですから95.7%、地方交付税における基準財政需要額の試算では、基準が46人。現在が、45人だから97.8%ということでご答弁されている訳ですね。また、一方で、消防庁の示す整備指針による職員数は、基準が85人で、現在美唄の職員が45人ですから52.8%という充足率です。とご答弁されているわけですね。私は、定員管理診断での95.7%とか、あるいは地方交付税における基準財政需要額絡みでの定数の試算だとか、私はこれはあくまでも本市の財政規模から見ての定数基準と思うわけですね。しかし、実際に本市の消防を扱っている消防庁の方から言えば、本市の消防庁を預かっているわけじゃないんですけれども、消防庁の基準で言えば、基準になる人数は85人だと、実際には、本市の職員が45人ですから、52%になるんですね。私は、本市の財政規模から見ての定数というよりもむしろ消防庁から見た基準を重く見るべきだと考えるわけです。

それからもう1つは、ご答弁中で、消防庁の基準というのは、配置されている消防の車両に必要な人数を積み重ねた中ではじき出した基準であるということなんですけれども、そうすると、美唄に配置されている消防の車両の台数から見て、これだけ必要だというのが85人だと。実際に美唄でやられていることと言えば実際の災害においては、乗換により対応しているということなんです。だか

ら今のところそういう形で運行しているということなんですけれども、実際に見てみますと、火災、いろんな規模や種類があると思うんですけれども、車両の出動台数が多くなれば、当然人数が少なくなるわけですね。乗換するから間に合うんだと言いますが、少ない人数で必要な車両を動かすということになると、ある車両を全部動かすということになると85人になるんですから、実際には45人しかいないということなんですから、災害の規模によって必要とする車両が多くなるということになれば、当然この人数が足りなくなるということになります。場合によっては、人数が足りないから出動できない車両が車庫の中に置いたままというそうした事態にもなりかねないのが今の職員体制でないかと思うわけです。そのことが1つありますし、もう1つは、一昨年から住宅などでの火災感知器ですね。それが設置しなければならないという事になっております。美唄でもかなりの数の火災報知器と言いますか、感知器が設置されているところがあるわけですが、そうしたものに対する点検だとか指導、そうした日常業務も、最近増えてきているわけですね。そうしたことから私は、昨今の火災の発生への対応もいろいろ複雑になっているということもあわせて、人数は、今の人数で不足ではないのかと思うわけですが、その点について再度お聞きしたいと思います。

次に、北海道広域化推進計画（素案）についてでありますけれども、これは現在の北海道の68の消防本部を5年後には21本部にするという内容なわけです。しかし、これは広大な北海道では実情に合わないものと思

うわけです。今回の素案は、市町村からの要望から出されたものではないわけです。2006年6月に改定された消防組織法や基本指針に従って道が机上で作成したものですよね。私は、この推進計画については抜本的な見直しが必要だと思うわけですが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問に順次お答えいたします。

はじめに、水田・畑作経営所得安定対策についてであります。この制度では小規模農家の方も対象となりうることから、生産意欲の向上につながり、経営の安定・発展を図っていくことができるものと考えております。

また、小規模農家の方を取り込むことにより、農産物を安定的に供給できる体制ができ、食料自給率の向上のほか、農業の振興と農地の保全にもつながるものと考えております。

次に、食の駅についてであります。場所の選定に当たりましては、「市内プロジェクト会議」におきまして、さまざまな条件の評価や地域課題を考慮したほか、施設の有効利用やコスト面などを総合的に判断したところでございます。

次に、食の駅の運営についてであります。道の駅は市町村等が設置者として管理することが原則となっており、駐車場やトイレ、休憩室等の共同施設の維持経費も負担があるものの、本市の農産物や特産物などの販売収入はもとより、地域資源の情報発信による波及効果や新たな雇用の創出などがあると考えております。

また、管理運営につきましては、公設民営

を基本としており、市の負担につきましては、必要最小限となるよう構想を策定する中で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、消防本部の現状についてであります。職員数の充足率等のお話をしましたが、先ほどの定員管理診断という、この数値につきましては、人口規模と類似団体を基礎として算出しているということで、私どもはこの充足率が一番該当になるのかなと考えてございます。これによりましては、一定の数を満たしているものと考えております。

今後とも消防体制につきましては、市民の暮らしの安心・安全の確保に向けて必要な整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、北海道消防広域化推進計画（素案）についてであります。今後、複雑多様化する災害等に適切に対応していくためには、消防業務の高度化・専任化が求められておまして、その体制を整備・確立するためには、消防の広域化は避けられない課題であると考えているところでございます。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 2点ほど再々質問をさせていただきます。

1つは農業行政ですけれども、先ほどご答弁いただきましたけれども、水田・畑作経営所得安定対策、これによって、品目横断的経営安定対策を部分的に手直ししても、実際に日本の農業の食糧危機を根本的な解決にならないと私はそのように思うわけですが、私は、日本の農業を守るためにも、また、農業者が安心して農業に励むことができるようにするためにも、私は4つの問題が重要だと思うわけですが、

その1つは、持続可能な農業経営の実現を目指して価格保障・所得保障を抜本的に充実させる、こうしたことが重要だと思います。2点目は、家族経営を維持するとともに、大規模経営を含む担い手育成で農地を保存する、こうしたことも必要だと思います。

次に、貿易の問題ですけれども、外国から大量な輸入農産物が入ってくるわけですが、貿易問題に対して次のように考えております。これは3点目ですけれども、関税などの国境措置を維持強化する。そして、食糧主権を保障する。そうした貿易ルールを確立するということが重要だと思います。

4点目ですけれども、農業者と消費者との共同を広げる、そして、食の安全と地域農業の再生を目指したこうしたことが必要だと。私はこの以上4点についてですね、今後の日本の農業を発展させる上で、非常に重要な中身、基本だと思うわけですが、市長のご見解をお尋ねしたいと思います。

次に、食の駅についてですけれども、先程のご答弁中で、食の駅の売り上げとして例えば、深川では2億2,000万円、三笠では2億5,000万円、長沼では3億4,000万円という事で、かなりの売り上げがあるわけですが、これはそれなりに地域経済に貢献しているのかどうかという中身の問題だと思うんですね。私は、単なるこの金額の多い少ないということではなくて、これだけ売り上げを上げるために、農家の人たちが、あるいはそれに携わっている人たちがどれだけの苦勞をしているのかということを考えないとならないと思うんですよ。例えば、三笠で2億5,000万円と、これは農家の

人たちの利益として入っているわけじゃないと思うんですよ。当然、あそこに農産物を出していく上では、手数もかかるし、いろんな経費がかかるわけですね。そういう経費と差し引きしてみてどうなのかということで考えていかなければならないと思うんですよ。私、時々ですけれども、ゆ〜りん館のそばにある農産物の直売所、正式名称ちょっと忘れたんですけどね。時々覗いて農産物が並んでいるあの状態を見て、ここに農家の人が農産物出すまでのいろんなかなり苦勞していると思うわけですね。そうしたことから考えれば、道の駅を作って、そこに観光客なり、通り掛かりの人たちが立ち寄って、いろいろ欲しいものを買っていくとか、そういう人たちの需要に応えられるだけの出品する、そうした見通しというものがあるのかどうかという問題。また、そうした需要に満たすだけの出品とすれば、農家の人たちがどれだけ苦勞しなればならないのかということも考えていかなければならない問題と思うんですよ。私、何人かゆ〜りん館のそばの農産物を出している農家の人に聞いたことがあるんですけど、あそこに農産物出してどうですかと聞いたら、とってもしゃないけれども採算が合わないんだと。手間ばかりがかかって、採算が全然合わない。だけれども、数量が余り多くないからそう目立たないけれども、そういうお話で、そのことによって利益ということがむしろマイナスになっているんだと。そういう話なわけですね。そうすると、先ほどご答弁あった三笠では2億5,000万円とか、深川では2億2,000万円の売り上げがあると言っても、その売り上げ

の金額そのものが本当に農家の人たちの営農の足しになるのかどうなのかということ言えば、私は非常に大きな疑問を持つわけです。そういうこともありますし、また、1つはあの場所の選定ですね。私も、たまには車であっちこっち出かけることもありますけれども、そうした時に、少し疲れたからよって行こうとか、トイレタイムしようとか、そういうことで、道の駅によることが時々あるんですけども、その場合に、寄りやすい道の駅、それから目立たない道の駅、あるわけですね。あまり目立たない道の駅というのは、ここにあるというのはわかるけれども、面倒くさいから通り過ぎてしまおうということで、素通りしてしまうことがままあるわけですね。だけれどもそうではなくて、目立つところの駅で言えば、ここに道の駅があるとちょうどいいからここで一息入れていこうとかということ、そこに車を止めて中を覗いて、買うものは、買った買わなかったりですけども、そうしたドライバーがそこへ寄っていかうかという時に、そこが果たして目立つところなのかどうなのかということが非常に大きな要素だと思うんですよ。そういう点からいえば、私は、茶志内小学校の跡地というのは必ずしも目立つ場所だとは思えないんですよね。そういうこともありますし、また、今この本市の財政問題、非常に大変な厳しい状況ですけども、そうした中で厳しい運営状況が予測される美唄の食の駅、私は、これはやはり再検討と言うか、抜本的な見直しが必要ではないか、そのように思うわけです。そのことについて再度お答え願います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、水田・畑作経営所得安定対策についてであります。品目横断が1年にという形で、こういう新たな対策に変わったと。これは、品目横断という制度がやはりいろんな課題が多すぎたという中で、私どもいろんなさまざまな要望をして、それが見直しにつながったなというふうに感じているところでございます。

市としましては、やはり一人でも多くの小規模農家の対策となるよう今後取り組んでまいりたいと思います。そんな中で、今議員から4点ほど、ご提言がありましたので、このことにつきまして、市といたしまして、さまざまな角度で検討させていただきまして、この中で、国に要望すべき点はしっかり要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に食の駅でございますけれども、これにつきましてはいろんな考え方があると思います。場所等の問題につきましても、さまざまな立場での考え方があるかと思えます。ただ、私どもはやはり国道12号線の中で、そこに歩道橋があるという中で、いろんな形で日本一の直線道路を利用した活用したPRにつながるような物になりえるんじゃないかというふうに考えてございます。それから、今農産物を直接販売するという中で、非常に利益が少ないわけでございますけれども、これを加工して、付加価値を付けてやるところにこの食の駅の意味があるんじゃないかと私どもは考えているところでございます。いずれにいたしましても、本市の活性化に本当につな

がるような、施設となるよういろんな財政状況を十分踏まえながら検討し、また、市民の方の意見等も聞きながら可能な限りその実現に向けて今後取り組んでまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 2008年第1回定例市議会に当たりまして、私は大綱2点について市長にご質問をしたいと思っております。

1点目の食の駅に関連するテーマでございますが、今ほども長谷川議員の3回目の質問に対して、市長から不退転の決意で望むという決意表明みたいなものがあったわけでございますが、それに対して水を差すようで大変恐縮ですが、私もこの食の駅の問題に関しましては、過去に何度となくこの本会議場、さらに特別委員会等の委員会議論、さらには昨年の市議会議員選挙においての選挙公報でもこれやるべきではないという立場で、発言をしてきた経過がございます。少しくこれらの私なりに押さえた経過について前段、振り返ってみて以下具体的にお尋ねをすると、そういうふうに進めたいと思っております。

食の駅の事業につきましては、04年、平成16年9月に執行された美唄市長選挙における桜井候補の公約として世に出ました。その内容は、道の駅の基本施設を食の駅と称し、農産物加工施設、この所信表明に対する質疑の中で、当時、お答えになった内容は、この加工施設に関しては米粉、ジュース類、大豆製品、これらを想定しているというお答えがございましたが、これらの農産物加工施設に販売施設の新設を行うということと、歩道橋

による日本一直線道路の活用事業、加えて、美唄ブランドの開発とPR、これをセットにして食の駅と美唄ブランドを作ります。とのフレーズで生き生きしたまちづくりの中心に公約が位置づけられたわけでございます。選挙結果は、現職市長に挑んだ桜井候補の大勝でありまして、選挙公約が市民に認知をされたという理解をするのがある意味自然でありましょう。

私は、この職の駅関連事業には、公約が発表されたときから懐疑の念を抱いております。ルート12号に、1日2万台前後が走るこの車を美唄をただ通過するだけでなく立ち寄ってもらう、この発想は良いと思っております。先ほども議論がありましたように、1つには立地条件でございます。三笠と奈井江の23キロ間、新たに駅を作ると立地の問題が果たしていいのか。これで立ち寄っていただけるのかどうなのか。よほどの差別化、先ほどはいわば付加価値を高める、そういう農産物の加工製品を販売するという趣旨でしょう。よほどの差別化を図らなければならない。それが、美唄の地場産品で果たして可能なのかという疑問。

それから、農産物加工施設の建設につきましては、自らおやりになるということじゃなく農協さんをお願いするということでございます。果たして引き受けていただけるのかどうなのかという疑問。

それから、国道をまたぐ歩道橋の建設についてでございますが、この国道の管理者は国土交通省北海道開発局が所管でございます。果たしてこの歩道橋の建設にわかったと言ってくれるのかどうなのか。

また、一直線道路を生かすとししましたら、既存の高さの歩道橋で、果たして日本一の一直線道路が見渡すことができるのかどうか、これにも疑問を持ったわけであります。そして、市が責任をもって建設する施設のいわば財源の目途であります。これどんなものを作るかよく分からない段階で財源のことを言うのもおかしいわけでありますが、この財源確保が当時の財政事情もそうございましたが、財調が400万くらいしかないときでしたから、財源確保が可能なのかどうか。そして、先程もございました、どこの道の駅も苦戦をしている。いわば収支不足をきたしている経営上の難点でございまして、建設後の運営に税投入を行わないで運営ができる、こういうことが果たして可能なのかどうか。投資に見合う効果が図られるのかどうか。など、今申し上げた点が果たして大丈夫かいと感じたその懐疑の念でございます。

私は、04年10月の所信表明に対する質疑で、ローカルマニフェストの意義を説きました。食の駅関連事業を含めて公約の全てについて、この政策の責任を共有すると、公約31項目程度ございましたが、これらを共有するという必要性から、政策目標を具体的にイメージできるのか。実現可能な政策であるのか。達成状況をチェックできるのかという視点で、4つの基本要素を示すように求めました。そうでなければ検証できませんから。

4つの基本要素と申し上げましたのは、一つは、目標値であります。これは、食の駅を建設する、関連施設を作る、このことを実行することによって、どんな達成状況を目指すのかということであります。数値目標を設定

すると言ってもよろしいわけですが、交流人口がどうなるのか。地場産品の産出額がどのように増えていくのか。雇用者数等へ波及がどうなるのか。いわば経済等への波及効果を想定している訳であります。

2つは、期限、いつまで整備し、数値目標をいつまでに達成するかを明示することであります。

3つは、財源であります。政策を実施するための財源は幾らで、それをどのように調達するのか。あまい水を示すときにはその財源を確保する為の別の財源の削減、廃止をセットで示すことが大切であります。やるやるという部分だけがじゃなくて、やることによって、一体どんなしわ寄せが出てくるのかということを示さなければ、この政策はいいのかどうか、私どもも含めた判断ができないわけであります。

これらの財源の問題と今度4つ目は、工程であります。政策をどのようなプロセスで実施するのか明らかにすること。これらの4つの基本要素について、マニフェストの考え方に立って整理をすべきだという私の質疑に対しまして市長はローカルマニフェストの必要性、大切さについては考え方の一致をいたしました。大事なことですというお話がありました。あわせて、今申し上げました4つの基本要素を既存の計画、当時美唄市が持っておりました自立計画等の計画でございまして。後期計画等の計画。これらの確認をしながら工程表の作成をしたいということを約束なされたわけであります。

工程表は翌年05年9月3定で示されました。その内容は、年度別作業内容として、0

5年調査検討、06年方針決定、07年計画決定、08年実施とされまして、数値目標・財源・事業規模等はどこにも示されませんでした。歩道橋に関しましては、08年に予備設計、ブランドの開発ですね、農産物のブランド化の開発については08年ブランド確定という考え方を示したものが資料として私ども議会に提示をされたわけでありまして。事業費につきましては、06年3月の第1回定例会での21世紀まちづくり後期計画にかかわる議論の際に私の問いに対しまして、後期計画の中にある財政計画上、5億5,000万円が計上されている。これは、どこにあるんだと言うことを聞いて渋々答えた内容でございますが5億5,000万円。計上されているということが明らかにされました。私は、その後も政策の検証がいつまでたってもできない食の駅事業、未曾有の財政危機を迎えている今の美唄の現状、そして、食の駅よりもっと別の事を切実な声を上げている市民の声を踏まえまして、この事業の廃止、もしくは凍結を強く主張し続けました。

しかし、市長は先ほどの答えにもありました通り、まちの活性化に必要と、お金をかけずにソフト面を重視して実施する等、自説を曲げずに推移してきました。

私は、昨年3月、07年度の予算審査におきまして、食の駅事業の調査費100万円を減額する修正案を会派の仲間の皆さんと一緒に提出し、議会での真意を問いました。しかし、議員の体制はなびかず、質疑の無いまま修正案は否決されました。昨年度予算におきましては、議会の意思は食の駅建設を前提にした調査費の計上を認めたこととなりました。

さて、昨年12月に動きがありました。それは、07年第4回定例会における同僚議員の一般質問に対し、市長は庁内プロジェクト検討会議の検討内容として、一つは先ほども答弁がありました建設場所について、06年度に5地区の候補地を対象に交通条件、環境条件、造成条件、行政条件、そして、地域特性等の評価と用地費や造成費を参考として、加味して比較検討し市街地、癸巳地区、茶志内町の3地区に絞り込んで、さらに地域特性等の課題を考慮して茶志内中学校の統合に伴う移転することで使われなくなる茶志内小学校跡地が候補地として望ましいとの検討結果に至ったと初めて議会の場で建設予定地を明らかにしました。併せて、整備する施設概要として道の駅の基本施設は、駐車場、トイレ、農産物直売所、特産物軽食販売場、飲食施設、農産物加工施設、情報発信施設、フリーサイトの設置を検討していること。概算事業費の推計に関しては、既存の建物を活用するなど、多額のコストをかけない方向で議論を進めていること、さらに、構想の公表には今年度内公表に向けてとり進めることを言明しました。今年度内公表ということですから、この3月ということと理解をしておりますが、言明をされました。また、これらの内容は12月5日付のプレス空知により詳しく写真入りで報道されたことを記憶しています。

私は、このような経過から、構想の公表は時間の問題だと、しかし、そう思いきやこの定例会が始まりまして、3月7日の同僚議員の一般質問に対する答弁は、引き続き検討を要するとのことでした。今日の質疑でも同様の答弁がなされたわけでありまして。一体どう

なっているのか。議員として市民の皆さんへの説明責任があります。この説明責任を果たすべく、この際、詳しく今日までの議論経過の検証をしたいと思います。以下、具体的にお尋ねをしたいと思います。

最初は、この調査検討事業の経過と今後についてであります。その1つは、市民検討委員会、これは部会も含めてであります。検討経過についてであります。委員会は昨年6月8日に委員の委嘱をし、議論が行われていると承知をしています。ここでは設置要綱の有無だとか書いていますが、設置要綱に関しては見せていただきました。設置要綱上のメンバーを改めてですね。それから位置づけ、設置要綱上の役割だとか目的ですね。そして3つ目には、今日まで委員会が市に対して提出した資料、市民検討委員会に提出した資料、どんな資料を出したのか。それから何回検討したのか。これは先ほど5回ということでしたが重複しますけれども、恐縮ですがもう1回答えてください。それから出された意見ですね、検討した内容等は今まで出しましたが、どんな意見が出たかですね、委員の皆さん方から。17名もおいでですからさまざまな意見が出たと思いますが、これらを出してください。それからこの委員会の要綱では委員会の役割が自ら調査検討するというものと併せまして、いわば提言の役割も要綱には示されております。市長に対してですね。提言をするという役割が示されておりますが、このためには集約が必要でしょう。場所等の方向が出たということですので集約状況がどうなっているのかですね、それぞれ市民検討委員会の検討経過として具体的にお答えくだ

さい。

2つは、庁内プロジェクトチームの検討経過であります。設置要綱の有無につきましては、これも設置要綱を見させていただきましたので、有無については結構でございますが、メンバーがどういうメンバーなのか、それから位置づけがどうなっているのか、何回検討議論されたか、さきの市民検討委員会とこのプロジェクトチームの関係はどうなっているのか、お互いにどんな関係になっているのか。このプロジェクトチームに出された資料、どんな資料を基に議論をしてきたのか、検討事項を具体的に示されたのか、そこでプロジェクトチームの面々が、これは副市長が座長ということになっておりますが、どんな意見がこのプロジェクトチームから出されたのか、やめるべきだと言う意見が出なかったのか。これらの出された意見を出してください。併せて先ほどは設置場所を茶志内地区ということで検討の1つの結果ということで示されましたが、これは設置場所だけではないでしょうから、この中間集約等が行われていれば結構ですが、集約状況についてそれぞれお答えいただきたいと思います。

次に、施設整備を求める他の事業主体との協議経過についてであります。先ほども前段経過で触れましたように、この建物は美唄市が全て事業主体で建設するものではございません。農産物の加工施設は農協さんをお願いすることです。併せて、歩道橋等、道の駅の申請の提出先ですね、これは国でありましょうし、駐車場等との整備についてもお願いをと言っていると思いますけれども、これら農協さん、国道の管理者、こ

れらにどういう要望とかお願いをして、相手さんはどんな反応をされているのか。よしわかったと言って胸を叩いてくれているのか、検討したいと言っているのか、相手の反応、いわば協議経過としてお示しいただきたいことと、それらを踏まえて市として課題をどのように整理をされているのか、それぞれお答えください。

それから、基本構想の公表時期ですが、公表時期と予定される事業計画内容でございます。基本構想の公表は先程12月の議会では3月中ということございました。さらに答弁では、美唄のまち全体の活性化に極めて重要、そして緊急性はあるというお話もご答弁されていたわけでありましたが、この基本構想のどういうのを称して基本構想というのか分かりませんが、公表の時期が少なくとも3月いっぱいではないようでありまして、いつになるのかですね。予定される次期。それから、このプロジェクト会議には基本計画の策定という事も要綱に記載をされておりましたが、言わば、事業の全体の概要ですね。事前評価に耐えられるような内容のものが期待をするわけでありまして、これらの事業計画の内容がどのようなものを添付されてですね、基本構想をお示しになるのか、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

食の駅の中項目の2つ目でございますが、計画行政との整合性についてであります。食の駅調査検討事業、同じく整備事業、この2本につきましては、21世紀まちづくりプラン後期基本計画、この本の計画書の72ページに地域間交流の促進の項がございます、そこに事業名が位置づけられています。

そこで伺いますが、1つは、これが後期基本計画の中の財政計画、事業推計、当時お聞きしたときは5億5,000万円とお聞きしてございましたが、後期計画の見直しもしておりますので、財政計画は、例えば普通建設事業の中の年度はどうなっていたかわかりませんが、トータルなんでしょうけれども、いくらと。事業推計は民間の事業も含めて、全ての事業をトータルしたものでございますが、これらのどこにいくら入っているのかですね、これを示してください。

2つは、自立推進計画、これも見直しが何度かされておりますが、この財政推計の中のどこに入っているのか。

3つは、公債費負担適正化計画、これは23.6か7の実質公債比率を18以下にするための計画でありまして、それは17年年以降10年間の計画を立てています。この中の新たに起債を起す部分に該当すると思っておりますが、何年のどこにいくらこの地方債を発行しようとしているのか、計画上ですね。食の駅に関しての部分について、それぞれお示しいただきたいと思っております。

それから、食の駅の最後でございますが、市政運営の4つの主体の計画策定への参画についてであります。自治を担う4つの主体、つまり政治上の主体であります主権者、市民の皆さん、選挙で市民の皆さんの負託を受けた市長そして議員、そして市民に変わって仕事をする制度上の主体と言われております市の職員。これらの4つの主体がどう計画策定に関わるのか。まちづくり基本条例第7章、市政運営の原則、第8章、参画・協働の項に定められた条文やパブリックコメント手続条例、

そして、市職員のあるべき役割、これらに照らしてそれぞれが議論参画を行いうるようなどのような考え方を、どのような手段でこれがルールを担保しようとしているのか、お答えをいただきたいと思ひます。以上が食の駅に関する大綱1点目の質問でございます。

大綱2点目は、08年度美唄市予算案と国・道が主な道路事業の推進状況についてです。08年度の美唄市予算案のポイントについては、この予算議会の始まる前に市長から直接議員に対して、非公式の場でありましたが、予算の概要説明がありました。ポイントについてまとめたものが示されて、私もそれを見たわけですが、改めて後日行われます予算審査特別委員会の審査にあたって、この議場を通じてこの予算案のポイントについて、市長からご答弁をちょうだいしたいと思ひます。

ご案内の通り、昨年の6月に新しい財政健全化法が成立をいたしました。この財政健全化法の適用は08年の決算からでありますから、来年の秋口から具体的にしぼりがかかるものが発動するわけです。一方、この交付から1年以内にとすることで、決められておりますのは、4つの財政指標、いわば判断比率の公表やらの部分につきましては、19年度、07年度の決算から適用になるわけです。この新しい財政健全化法はまさに従来の財政状況を把握する指数を大きく変化をいたしまして、ほとんど財政の状況の透明性が増し、裸同然の状況になると言っても過言ではないと思ひます。どう細工をしても、どこかに引っかかる。こういったガラス張りの財政状況が明らかになるとい

う内容だと私は評価をしているわけです。そこで、この08年度予算がどういふ予算を計上するかということが決算につながるわけです。今までより以上にこの予算案については私たち議員も緊張感を持って挑まなければなりませんし、市民の皆さんも大変注目をされている内容だろうと考えるわけです。

そこで、具体的にお伺いいたしますが、この既に上程をされました美唄市の各会計予算案これらを素直にその通り議決して、その通り良いという事で進んでいけば、美唄は早期健全化団体の適用を免れるのかどうなのかですね。この早期健全化団体の適用がどうなるのかその見通しであります。ですから、この08年平成20年度の予算の段階での4つの判断比率というものを推計していなければならぬと思ひますから、その辺の見通し、根拠についてお示しいただきたいと思ひます。

ポイントの2つ目は、一般会計の実質収支見込み、それから市立病院会計の累積不良債務見込み、これは07年度の決算見込みであります。今までの議論の中では、一般会計については非常に厳しい状況が続いているというお話がございました。灯油のアップの問題やらそれから、地方債の許可がなかなか下りないという状況やそれから、特別交付税等が確保できるかという問題やら、これらが出されておりましたが、非常に厳しいという状況でございました。この予算編成を終えられて3月も半ばになった段階で、一般会計の状況をどのように見ているのか、ひとつ現時点での内容、市立病院も同じでございますが、決算見込みについてお示しいただきたいと思ひ

ます。

3つ目は、事務事業の見直しなどによる節減対策内容であります。毎年事務事業の大幅な見直しをして、かなりの額を捻出するということが続いておりますが、これらの節減対策、具体的にどのような節減対策を講じてどれだけの節減を図ったのかということをお示しくください。

4つ目は、市民負担及びサービスに関する主な変更内容についてであります。この4月から下水道料金が15%引き上げになります。併せて市民負担等で予定をされている負担増につながるものがあればそれをお示しいただきたいと思っております。併せて行政サービスにつきましても除雪の出動基準が従来の10センチから13センチに変わるということがこの予算案のポイント説明で言われておりました。これらの内容も含めて市民負担やサービスにどのような変更をきたすのか具体的にお示しくください。

5つは財源調整の内容であります。予算編成方針に当たりまして、その文書上ではこの新しい年度の予算編成に当たって収支不足が2億6,000万円ということが出されておりました。最終的に予算の編成をして、不足財源の財源調整をどのように行ったか、架空財源等を組んでいるのかいないのか、これらの財源調整の内容をお示しくください。

6つ目、計画行政が徹底された予算案かどうかであります。昨年この時期、後期計画に計上していない事業があるのかという問いに対しまして、6本の事業が出てまいりました。私の住んでいる東雲線の事業もそうでありました。5,000万円の事業でありまし

た。これらは計画に位置づけられていないわけでありました。非常に残念な思いをしたわけでありまして、今年はそのようなことはおそろくないと思っておりますけれども、この計画行政が徹底された予算なのか、これについてももしそうでなければ具体的計画外事業が新規に出たのかですね、これらも具体的な事業名を挙げてお答えをいただきたいと思っております。

大綱2点目の最後でございますが、中項目の2でございますが、直接美唄市の予算とは関係いたしませんけれども、美唄市関連で行われます国や道の主な道路事業の進捗状況と08年度の予算付けを含む今後の完成までの見通しについてお答えをいただきたいと思っております。事業名とすれば国道12号線拡幅、美唄富良野線、道々砂川奈井江美唄線、美浦大橋架け替え、月形大橋架け替えの事業についてであります。他にも道々などの事業があるかと思っておりますが、これらの事業に絞って、いつ工事がスタートし、現時点でどれだけの工事が進んでいて、完成までいつまでかかるのか、これらの見通しについてそれぞれお答えをいただきたいと思っております。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えいたします。

はじめに食の駅調査検討整備事業について、市民検討委員会・部会の検討経過と今後についてであります。昨年4月に食の駅基本構想の策定のため、市民の皆様からのご意見等をいただく組織として、設置要綱を定め、「食の駅構想市民検討委員会」を設置いたしました。

委員については農協や商工会議所、直売活

動グループなどから推薦をいただいた17名で構成しております。

これまでに5回の検討委員会を開催し、基本的な考え方、構想の目的や必要性、必要な機能・施設などについて意見をいただいたところでございます。

主な意見につきましては、「農業を活性化するチャンス」、「安全でおいしいものを作れば売れる時代であり、付加価値をつけて売ることが大事」、「商品としての味噌作りを行いたい。」「直売所で残った野菜を漬物にしたい。」

「新設だけでなく、既存施設の有効利用や必要な機能を優先し、段階的な整備も必要。」「建設費のみではなく、ランニングコストの把握も必要。」などさまざまな意見がありました。

さらに具体的な検討を行うため、施設部会や直売加工部会、管理運営部会の3部会を設置し、直売施設や飲食施設、加工施設などについての施設や機能、参画のあり方等について意見をいただきました。

次に、庁内プロジェクトチームの検討結果についてでございますが、食の駅検討プロジェクト会議は平成17年11月に食の駅整備に関する検討を行うために設置要綱を定め、部・課長からなる横断的組織として設置したものであります。

庁内プロジェクト会議は平成17年度、18年度において、食の駅が必要とする基本的な機能や設置場所の選定と絞り込み、施設の内容や規模などの他、運営に関しての考え方の検討などを行っております。

今年度は3回のプロジェクト会議を開催し、設置場所の選定や構想の目的や必要性、必要な施設の機能、施設の内容、管理運営など市

民検討委員会における意見等を踏まえ、構想全体についての検討を進めているところであります。

次に、他の事業者との協議経過についてでございますが、平成18年度における美唄市農協との協議では、「事業主体としての加工施設等への参画については、まだ投資に見合った利益の確保が不透明であり、厳しいが、農協としては安全な農産物の確保や技術指導等を行いたい。」との考えが示されたところでございます。

次に、岩見沢道路事務所との協議については、昨年11月に構想場所を茶志内小学校の跡地とした、食の駅構想の整備に当たっての支援や、施設歩道橋の架け替えなど、茶志内地区の拡張工事への設計等への反映などについての検討をお願いしたところでございます。

次に、基本構想についてでございますが、市民検討委員会の部会による検討において、校舎の有効活用のあり方や収益施設等営業に配慮した配置について、さらに検討を要する時間が必要になったため、引き続き構想素案の作成に努め、なるべく早い時期にお示ししたいと考えております。

次に、計画行政との関係についてでございますが、「食の駅」に関しては、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画に「食の駅調査検討事業」及び「食の駅整備事業」を登載し、これに基づき同プランの「財政計画」及び「事業費の推計」の中に推計額をそれぞれ見込んでおります。

同様に自立推進計画の「財政推計」の中で事業費の推計額を見込んだところであります。なお、「食の駅整備事業」の推計額について

は当初、平成19年度から3年間で約5億5,000万円を見込んでおり、平成19年度見直し版を整理した際に平成20年度から2年間で約2億3,000万円と圧縮しておりますが、今後、基本構想の策定の中で十分検討し、さらに必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、公債費負担適正化計画においては、市債の発行額を定めたものであり、個別の事業費の積み上げはしていないため、この事業の実施に当たっては、市債の発行が伴う事業の重点化を図る必要があると考えております。

次に、市政運営の4つの主体の計画策定の参画についてであります。市民や市議会、職員の合意形成については、引き続き構想を策定する中で、その手法についても十分検討してまいりたいと考えております。

次に、08年度美唄市予算案と国・道が事業主体の主な道路事業と推進状況について、08年度予算案のポイントについてありますが、早期健全化団体の指定の見直しにつきましては、実質赤字比率の基準は13.5%程度であり、美唄市は該当しないと考えております。連結実質赤字比率の基準は18.5%程度であり、現時点では20%を上回る状況にあります。このため、病院特例債の発行により不良債務の縮小に向けた取り組みが必要と考えております。実質公債費比率の基準は25%であり、現時点では23%程度で推移するものと見込んでおります。将来負担比率の基準は350%ですが、公社・第三セクターの債務などの取り扱いについて詳細が示されていないことから、現段階では試算できないところであります。

決算見込みについてであります。一般会計につきましては、歳入では、市税や地方交付税が予算を下回る状況にあること、歳出は原油価格の高騰による燃料費の増が見込まれるところであります。このため、退職手当債発行のほか、市税の確保を始め、より一層の経費の節減を進めることとしておりますが、このたびの定例会に提案しております振興公社清算法人への支出などもあり、厳しい見直しにあると考えております。

病院会計の累積不良債務につきましては、単年度で3億円程度の増、累積では23億円を上回るものと見込んでおります。

節減対策についてであります。内部管理経費については、臨時・嘱託職員の減のほか、業務委託の節減などにより、5,600万円の減、事務事業については、ボランティアによる公園草刈の推進や教育研究所の廃止などの見直しにより3,400万円の減、人件費については、職員の退職不補充や報酬見直しのほか、給与について平成19年度予算において見直し前で計上していた影響額も含め、3億2,100万円の減、補助金については、廃止・削減などの見直しより800万円の減、あわせて4億1,900万円程度の減となっております。

市民負担などの変更につきましては、下水道料金の15%引き上げやエキノコックス症検診における一部自己負担の導入のほか、除排雪事業において、車道部分の出動基準を降雪時10cmから13cmに変更すると共に、その他除雪の回数を増やし、より効率的な除雪活動への見直しを行うこととしております。

不足財源の対応につきましては、市税など

収納対策の強化による徴収率の設定を始め、未利用財産の積極的な売却を図るため、土地売払収入に1億4,800万円程度を計上したほか、過去に借り入れた福祉基金・青少年育成基金、2億3,000万円について償還期日が到来することから、改めて繰入れるため歳入歳出に同額を計上したところであります。

計画行政につきましては、平成20年度予算案は、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画に登載した事業に基づき、編成したものであります。新たな行政需要や緊急性などの観点から新規事業をこれらに追加したところであります。

新規事業の主なものについて、国の制度によるもの及び土地区画整理事業の清算に係るものを除きますと、新たな行政需要に対応するものとして、「住宅改修促進助成事業」「消防装備整備事業」「ごみ処理体系再構築事業」「中心市街地活性化調査事業」など5件、緊急性のあるものとして、「救急救命士養成事業」「リサイクルセンター整備事業」「学校耐震診断事業」「小学校移転改修事業」など8件、その他3件、合計16件で事業費合計で約4,600万円であります。

なお、美唄市関連国・道の主な道路事業の進捗状況と08年度の予算づけを含む今後の完成までの見通しについては都市整備部長から答弁させていただきます。

●議長林 国夫君 都市整備部長。

●都市整備部長加藤誠君 美唄市関連、国・道の主な道路事業の進捗状況と、08年度予算づけを含む今後の完成までの見通しにつきましては私から答弁させていただきます。

国の事業のうち国道12号拡幅は、平成4年度に事業着手し、美唄市内約17.1kmのうち平成18年度末で約8.1kmが整備され、事業量ベースで進捗率47%、完成は平成20年代後半、開発道路美唄富良野線は、平成元年度に事業着手し、芦別・美唄間約19kmのうち、平成18年度末で約3kmが整備され、事業量ベースで進捗率約16%、全線開通するまでにはなお相当の期間を要すると伺っております。

道事業のうち、道々砂川・奈井江・美唄線は、平成8年度に事業着手し、工事区間約6.6kmのうち、平成18年度末で約5.2kmが整備され、事業量ベースで進捗率約80%、完成は平成22年度、美浦大橋は、平成7年度に事業着手し、平成18年度末事業費ベースで進捗率約50%、完成は平成22年度、月形大橋は、平成16年度に事業着手し、平成18年度末事業費ベースで進捗率約15%、完成は平成25年度と伺っております。

08年度の予算につきましては、今後、国・道の予算が確定した時点で明らかにしてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 一般質問の途中ですが、ここで10分程度休憩いたしたいと思っております。3時10分まで休憩いたします。

午後 3時 3分 休憩

午後 3時15分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事

の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

一般質問を続けます。紫藤議員の再質問から入ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 重ねてお尋ねいたしたいと思います。食の駅に関しまして、先ほどの発言したときも、昨年12月の市長のご答弁のことやら、プレス空知の記事のこともご紹介させていただきました。選定ですね、絞り込みの結果。茶志内ということになったんですが、その検討委員会の求めに応じて、どんな資料かわかりませんが、資料等も出されたということですが、資料の要求というのは議長にお願いしなきゃいけないわけですが、その前にお出しいただけるものなのでしょうか。見たいんですけれども、再三、茶志内という候補地、これからもひとり歩きしていくと思うんですが、重ねてお尋ねいたしますけれどね、茶志内の小学校を使うということですよ、これはそこで固まったということではないんですか。まだ流動的要素というのはあるんですか。流動的要素があるものを出してくれといっても困るんです。もし、プロジェクト会議の検討結果として選定場所についてはここに絞り込みましたということであれば、さあどういふあんばいでいくんだらうとか、建物位置とはどうなるのか、そういうような検討委員会に出された資料ですね、お示しいただけるかどうかですね。ちょっとその辺教えてくださいませんか。

と言いますのは、何かに書いていましたけれども、何かで見たんですけど、市のホームページにね、市民検討委員会の何やっているかというのは逐次掲載して、皆さんはわかるようにしますと答弁で言っているんですよ。市長ね、要するにオープンですと、注目してくださいということですから、その辺ちょっとまずその1点ですね。

それから、プロジェクトチームですね、プロジェクト会議、これは先ほど言いましたように、基本構想の策定作業と基本計画の策定作業というのをやるわけですよ、副市長がトップをやられて、その中でどんな意見出たんですかと聞いたら、さっき答えてくれているんだ。どなたか一人くらいそれは無謀だからやめたほうがいいという意見は出なかったんですか。出された意見をね、どういう意見があったのか。秘密会議でなければ、この、さっき聞いたこともう一回聞くんですけども、どんな意見が出たのか教えてください。

それから市民検討委員会とプロジェクトチームの関係、何ですかということをおっしゃったんです。プロジェクトチームは計画の基本構想を策定する庁内組織、市民検討委員会はプロジェクト会議でしょう。諮問機関というのか何ですか。その意見をプロジェクト会議が集約するという事なんですか。その関係がわからないんです。市民検討委員会は市に対して提言機能を持っているんですよ。提言をすると書いてあるんですから。この使い分けと言うか、そんな気は無いのかもしれませんが、先にプロジェクト会議が平成17年にできましたでしょ、そして、その後市民検討委員会ができた。これらの関係どうですかと

聞いた。これも答えてないんです。これが2つ。

3つは、農協さんとどんな話をして、農協さんいいと言ったんですかと。何か条件ついたという話もされたが、早口でメモとりきれなかったんですけれども、建設するという期待感を持って今おいでなんですか。それちょっと明確に言ってください。無理だという状況なんですか。無理なら市が直接加工施設作るということに変わるんですか。加工施設を断念するんですか。早急に出すんでしょう、この構想みたいなやつを。その辺の状況をきちっと答えてください。私さっきそのことを聞いているんですから、同じことを聞いているんですよ。

それから道路管理者ですね、国道の管理者歩道橋を作ってくれると言っているんですか。それから、お聞きすれば国が出す金というのは、いわば駐車場の一部だと、それしか出さないんでしょう。国道を利用して車の何台分かを駐車場の整備にしか出さないと言っているんでしょう。これはいいと言っているんですか、悪いと言っているんですか。これもさっき聞いているけど、ちょっとわからん。市としてどう課題を押さえておられるんですかと。次につなげていく議論をしなければならんんでしょう、陸橋をかける歩道橋をかける。食の駅、道の駅については申請すれば申請要件に該当すればわかったというだけの話なら構わないんでしょうけれども、歩道橋作ってくれと言っているわけでしょう。これ一体施設でしょう。これ消えちゃったの。歩道橋というのは。その辺はつきり答えてください。これが4つ。

5つ目、私は市長が議会の場で発言をした、答弁をしたその言葉の重みというのがあると思うんですよ。私はこの議会は大変な議会になると覚悟していたんです。後期計画の位置付けやら公約の問題、先程工程表の話をしたが、平成20年08年度予算に何らかの事業費が頭だしにくるなど、こういうふうに覚悟していたんですよ。それは12月の答弁、3月に構想を公表するということ言ったじゃないですか。五十嵐議員の質問だと思いましたけれどね。強い決意を申し上げたんだと思いましたよ。もう段取りもできて全ての議論が行われていたというふうに思っていたんですけれどね。重ねての五十嵐議員の質疑に対してですね、地域経済の活性化やまち全体の活力を誘導し、本市が緊急に取り組むべき重要施設、こういうこと言っているんです。それがなぜしばらくかかることになるんですか。その辺の状況がわからない。何が課題かわからない。ここ再度お答えください。

それからこの計画に対する4つの地方自治を担う、美唄市のまちづくりを担う4つの主体が、どうこの重要な計画にかかわるんですかと、どう担保なさるんですかというお話をしました。それに対しましては、合意形成、そして、その手法について検討したいというお話でした。私具体的に申し上げますから、是非、市長の考え、お答えいただきたいと思うんです。

私どもはよく市民の皆さんと地域で密着をします。この話題というのは、私も積極的に昨年の市議会議員選挙で私の考えを明確にしましたから、事あるごとにお話をします。やるべきだなんていう人いませんよ、ただの一

人も。そこでですね、お金かけない方法で、毎年なんでしょう、総務部地域経営室協働推進グループが、まちづくり市民アンケートというものをやっていますでしょう。私持っていますのは、平成18年6月にまとめたやつですけども、1,200人の方を対象として、まちづくりに関するアンケートをやっていますよ。これは、美唄のまちづくりがどこまで進んでいるか、市の仕事の成果を調査すると共に、今後のまちづくりについて検討するために行うと。これは、計画行政、それから仕事の成果、これらがどう市民の皆さん考えなっているかということを取りあげるものでしょう。これらの市民アンケートを是非食の駅について、構想が整理されましたらアンケートを出してくださいよ。市民の皆さんに。まだ2万7,000台の市民おいでですね、民意を受けた上でなければ市長仕事なさっちゃ、まさに砂上の楼閣ですよ。私が言うことが市民の皆さん方のお気持ちでないとしたら、市長、そう言っていただければいいが、少なくとも客観的に市民のこの問題に対する考え方を把握するとなれば、こういう方法しかないんですよ。これ取り組んでください。

それから職員の皆さん、先ほども言いましたように、制度上の市民の皆さんに代わってお仕事する職員の皆さん。今夕張も赤平も人件費30%落ち、40%落ち、もうやっていけない。美唄も実質10%が続いているわけです。最終的に職員の皆さん方がこの事業に関してどのような目で見ているかですね。市長が言われるような認識を共有されているか、職員の皆さんのアンケートもとってください。今後、推測とかこう思っているだろうという

ことじゃなくて、簡単ですよ、これやるの。是非職員の考え方、市民の皆さんの考え方、これはお約束をいただきたいと思います。私は二分をしているとは思わないです。8分の2分ぐらいだと思います。しかし、それらを把握する必要があるわけですから。これが6つ目ですね。

それから、先ほども計画行政との整合性の問題でお話がありました。当初ですね、この後期計画にこの5億5,000万円、それが、見直し後、当初は平成19年から3ヵ年というスパンで5億5,000万円、見直し後は平成20年2億3,000万というお話がございました。これは恐らく積み上げたものでないでしょうし、場所も決まらないだろうし、他の建設実績等ですね、先進事例等を見て入れたと思うんですが、公債費負担適正化計画あるでしょう。補正でも新たに退手債の借入が計画外のやつが出てきましたね。2億数千万円、ぎりぎりの公債費負担適正化計画ですから、新たなものが入ったりすると、本当に分母がどうなるかによりますけれども、25と23.7ですから、1.3ですよ。これはやはり綱渡りの計画ですよ、早期健全化団体ならないとして、その為に頑張るとすればですね。新規の起債はいくらで見えていますか。後期計画で、6億7,000万円とかでしょう、新規発行。21年が21億とかありますけれども、これは何が入っているのか、においすけれどね、結局はこのことによって枠の中とは言いつつも、当然他の生活関連事業、いわばどんな状況でも最低限やらなければいけない建設事業にしわ寄せが行くでしょう。いかなんてためしにはならないと思いま

すよ。枠の中で考えていきたいと言ったって、そういうものでしょう。私どもはわからないんです。内訳出せと言ったって出せないし、後期計画の実施計画出せと言ったって出してくれないし、ずっと何度も言っているけれども。だからこの分が入ったら調整しないといけないと、先ほどの甘い水と苦い水の話じゃないですけども、スクラップアンドビルドの検証がしえない、何度も言って疲れてしまうくらいの内容なんですけれども、私はひとつの整合性の問題、計画行政とどう整合性が取れているのかという問題についてだって、非常に危ういものだろうと思わざるを得ないんです。この辺どうでしょうか。この食の駅に関しての重ねての質問は以上でございます。

それから財政ですね。予算等の問題でございますが、1つは、除雪ですね。夕張は確か15cmかな、15cmというのはほかにも出ていると思いますが、今現在美唄10と言いましても吹き溜まりがあったり、そういう状況によっては支障の無いような出動をやっていただいていると思うんですが、この3cmというのは何か意味があるのかですね。これはいろいろと議論をなさったと思うんです。一番関心の高いものですから除雪の問題は、これは選挙に響く問題ですよ。これは除排雪の委託料の削減を目的としたものでしょうか。車に乗っておられる市民の皆さん方、暮らしに支障が出てこないとふんでおられるのかですね、ここのところ簡単ですのでまず教えてください。

それから大綱2点目の2つ目ですが、早期健全化団体の適用になるかどうかのポイントは、一つは連結実質赤字比率19.2という

のが06年の決算ベースで示されたのと、この08年の予算ベースで見ると20ポイント台、上がるでしょうという見方をされましたね、これは、早期健全化団体の判断基準を上回りますと、このままいけば早期健全化団体になっちゃいますと、そういう予算ですということがまず前段そういう考えですね。それをしないために公立病院の特例債、わかりやすく言えば、それを借入れば早期健全化団体の適用は免れると。仮に23億の累積不良債務と仮定すれば、平成15年の段階で15億ですから、8億は長期債に振り変わると、これは振り替えありますから将来負担比率等にかかわってくる問題だと思いますし、公債費負担適正化、実質公債費負担比率等にも影響が出てくる問題かもしれません。要は実態とすれば変わらないわけでありましてけれども、当面、連結実質赤字については、この公立病院の特例債が借りられるかどうかにかかっているという押さえでいいんでしょうか。だとすれば、これ、借りられるんでしょうか。予算は見えていませんでしょう。まだ。20年度だからまだしばらくありますから。

と言いますのは公立病院の改革ガイドラインですね、これを見ましても厳しい目標数値が設定されていますね。明日、常任委員会議論の中で、これも市立病院の設置条例の改正が提案されています。現在の209床を143床の許可病床にするという内容だと思います。この許可病床をベースにしますと、数値目標として示されるであろう病床利用率が70%に届かないということが明確ではないでしょうか。おそらく私は明日別な常任委員会ですから委員外で入りたかったんですが日程

が作ってくれませんでした。これは非常に重要な問題だと私は思っているんです。稼働病床として考えた場合に、頑張ればどうかという部分ですね、しかし、許可病床で病床利用率というのを出しますでしょう。そうした場合に、公立病院の改革ガイドラインの数値目標である病床利用率に到達しないということがはっきりするんでないでしょうか。私はこの辺どういう情報を考えておられるか分かりませんがね。仮にクリアされなければ、この公立病院の特例債というのは借入れできないということになって、病院の改革そのものも破綻し、合わせて早期健全化団体への適用は免れないという事態になると思うんですけれどね。その辺、しつこく聞きませんので、どんな情報をお持ちいただいてどんな見通しを持っておられるのかですね。

併せてですね、起債を借りてもストックかフローかの違いでして、現金がこうなるか負債としてどう残るのかという違いでありますから、さらにこの市立病院の22億8,000万になるか23億になるかわかりませんが、これらの解消計画が示されていないわけですね。こんなこともこれありで私は法律で言えば08年の決算を受けて、来年09年の秋ですよ。ここで監査委員に付したこの判断比率ですね。これらに議会に示して、そして、早期健全化団体ということになった場合には、計画書を作らんきゃならん。それを待つんじゃなくて、この予算の議論と同時に、自主健全化計画をお作りになるべきではないでしょうか。これも何回も私は指摘をしています。何をどっちを見ればいいかじゃなくて、言われる前に自ら作り上げる自主健全

化計画、当然そこには4つの判断比率をどのように適正なものにもっていくかという目標も設定されるでしょうし、これから将来のある若い職員の皆さんに汗をかいていただいて、ぜひそういうものをつくり上げていくという事をお約束いただけませんか。この場で。

それと計画行政ですね、新規事業。これまたいろいろ出たようですね。事業を見ますと非常にかわいいものと言いましょか。必要性のあるものという感じ、事業名だけでわかるものばかりに思うんですよ。何か無計画にお金を使うというようなことではないということはわかるんです。わかるんですが、仮にこれが4,600万だとしても、既存の計画で先送ったり、廃止をしたりというものをチェックするというものでなければ、ただ、この部分だけが仕事が増えるということしか残らないんですよ。先ほども申し上げました、壇上で。栗山の議会。今全国の議員の仲間の皆さんは栗山モードですよ。栗山のまちづくり議会基本条例というのはまさに全国のトップレベルの条例ができて、そして、議会がさまざまな条例やら政策の審査、計画のこれらの協議に当たりまして、7つの説明資料ですね。これは努力義務ですが、発生源は誰かとか、他の自治体と比較しての検証をどうしたかとか、それから、計画にどう位置づけられているかとか、建物であればランニングコストはどうなのかとか、財源の目処はどうなっているかとか、こういうものをきちっと示して議会の審査に付すと。こういうことをルールとして決めているわけなんです。それから、計画の変更についても併せて議決事項として、議会が積極的に関わろうということ

も決めている訳であります。

いま一度、この事業の実施計画の策定、これらと今の美唄における取り扱い、再考していただいて先ほど言った新しい本当の意味での美唄が自主的に作る財政の健全化計画というもののスタートにあたって、これらの計画行政のありように関して、見直しをすると、このことについて、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

●議長林 国夫君 副市長。

●副市長佐藤昭雄君 紫藤議員のご質問に対しまして、答弁準備のためお時間を30分程度お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●議長林 国夫君 紫藤議員の質疑に対し、答弁準備の旨の申し出がありましたので、30分程度休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 4時57分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。紫藤議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間を要していただきましてありがとうございます。紫藤議員の質問に順次お答えします。

まず、食の駅の候補地についてでございますが、今回お示した場所につきましては、あくまでも「庁内プロジェクト会議」の検討結果でありまして、今後さらに市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、さらに検討を進め、

最終的に決定してまいりたいと考えております。「プロジェクト会議」における意見についてでございますが、主な意見といたしましては、「財源の種類やその見通し」「場所の選定に当たっての評価項目」「加工施設を利用した商品づくりの進め方」などであります。

次に、役割分担についてでございますが、基本的に庁内プロジェクト会議は構想を策定することとし、市民検討委員会は、広く市民から意見を聞くため、構想の策定に関する意見や提言をいただくためのものがございます。

市農協との協議についてでございますが、事業主体としての加工施設等への参画については、投資に見合った利益の確保が不透明のため厳しいものと考えていると伺っておりますが、ただ、市農協としましては、安全な農産物の確保や技術指導等を行ってまいりたいと伺っているところでございます。

次に、岩見沢道路事務所との協議についてでございますが、既設歩道橋の架け替えなど茶志内地区の拡幅工事の設計等への反映などについての検討をお願いしているところでございます。今後、基本構成がまとまり次第、改めて正式に要望することとしております。

今回の構想の公表が遅れた理由についてでございますが、市民検討委員会の部会による検討において、校舎の有効利用のあり方や収益施設など営業に配慮した配置につきまして、さらに検討を要する時間が必要となったため遅れたものでございます。

市民合意の形成につきましては、基本構想の素案の段階で、パブリックコメント手続を行なうほか、市民の皆さんのご意見をお聞きする場を設けてまいりたいと考えております。

なお、指摘のありました、アンケート調査につきましては、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。また、職員に対しましても、今回の内容を説明する予定でございます。

起債発行によりまして、他事業へのしお寄せになるのではないかとというご質問でございますけれども、起債発行については、全体事業の重点化が必要と考えておりますが、事業の実施に当たっては、民間活力の検討や国等などの補助制度の活用など、財源確保を図るなど、可能な限り、生活関連事業に影響が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪事業についてであります。より効率的な除雪活動を行うこととしたところではありますが、路面整正等の出動回数を増やすなど、市民生活に影響が生じないよう留意してまいりたいと考えております。

次に、健全化計画についてであります。これまで自立推進計画や公債費負担適正化計画などの見直しを行いながら、厳しい行財政改革に取り組んでまいりましたが、地方財政健全化法の施行に伴い、連結赤字を抱える市町村に対する起債許可の留保など、国や北海道の関与が強まる状況にある中、土地開発公社などを含めた市全体の健全化や累積赤字解消に向けた取り組みを明らかにすることが必要と考えております。

このため、自立推進計画との整合性はもとより、病院特例債発行のため策定が必要となる公立病院改革プランとの整合性を図りながら、国の地方財政措置などを踏まえ、自主健全化計画の策定を進めてまいりたいと考えて

おります。

特に病院の特例債の借入れにつきましては、公立病院改革プランと連動するものと考えておりますが、プラン策定の詳細につきましては、現在示されておらず、本年5月ころには明らかにされると伺っています。病床利用率につきましては、過去3カ年連続で70%を下回っている病院は、病床削減等の改革を求められるものと考えております。いずれにしましても、詳細を把握して病院特例債の発行ができるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、計画行政についてであります。活力ある持続可能なまちづくりを目指すためには、コスト縮減や事務事業の見直しによる「守り」を固める一方、「攻め」の方策として、まちの活力づくりが欠かせないものと考えており、平成20年度の予算編成に当たっては、この「攻め」と「守り」のバランスに立って事業の一層の厳しい選択と周知を図ったところでございます。

新規事業の設定に当たりましては、社会経済情勢や市民ニーズの有無、緊急性など事前評価に基づき、十分精査し、真に必要なものを予算化しております。

今後、新たな行政需要として対応が必要なものにつきましては、予算編成前に新規事業の検討を行うとともに、新規事業を設定する場合は、全体の事業量を調整するため、既存事業の見直し・整理を行う仕組みを検討してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5時 3分 散会